

第110期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は書面又はインターネット等で行い、当日のご来場は、株主さまの健康状態にかかわらず、お控えいただくよう強くお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで

第110期定時株主総会招集ご通知	5
議決権行使等のご案内	7
株主総会参考書類	11
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 定款一部変更の件	
第5号議案 社外取締役の報酬枠改定の件	
第6号議案 社外取締役を除く取締役、国外居住執行役員及び 国外居住従業員に対する株式報酬制度承認の件	

[添付書類]

事業報告	38
連結計算書類	75
計算書類	78
監査報告書	81

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

基本理念

天機に参与する

自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。*

*中国の古典「中庸」の一節をSantenが独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

WORLD VISION

Happiness with Vision

世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて
それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出したい。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第110期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々とそのご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。また医療関係者の皆さまをはじめ社会を支えていただいている方々に深く感謝申し上げます。

Santenグループは人々の目の健康に向き合う企業です。「天機に参与する」という基本理念のもと、創業以来130年以上の歴史を通じ培った、徹底した顧客志向と眼科領域に特化した専門性・技術力を礎に、世界の患者さんのQOL（Quality of Life：クオリティ・オブ・ライフ）向上を目指し、グローバルな事業活動を展開しています。

当社は、目に関する社会課題解決に向け2030年までの長期ビジョン「Santen 2030」を掲げています。また「Santen 2030」に基づく中長期的な成長を実現するための施策として「MTP2025」をスタートいたしました。初年度である昨年度は、国内主力品の伸長、海外基盤事業の成長により売上収益は増収となりました。一方で当期利益においては、国内販促費の期ずれ、米国事業の収益化遅延、為替影響などにより減益となりました。更なる生産性と収益性の改善と向上へ取り組んでまいります。

目の健康に対して世界的に関心が高まる中、当社の責任と果たすべき役割の重要性は増していくと考えています。当社が目指す理想の世界、「WORLD VISION」(Happiness with Vision)の実現に向け、眼科領域における当社の強みをグローバルに展開するとともに、新たな技術やテクノロジーを取り入れ、各国・地域の眼科医療の発展と、目の健康を通じた世界の人々の幸せな生活の実現に貢献してまいります。引き続き、株主の皆さまのより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長兼CEO

谷内 樹生

2022年6月

Santen 2030 —2030年、そしてその先へ—

Santen's VISION

Become A Social Innovator

Santenは、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現するSocial Innovatorへ。

GOAL

眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指す。

STRATEGY

- A Ophthalmology**
眼科医療のイノベーションと眼科医療エコシステムの発展加速
- B Wellness**
より良い眼の状態に向けた重要性認識向上とアイケアの推進
- C Inclusion**
視覚障がいの有無に関わらず交じり合い・いきいきと共生する社会の実現

中期経営計画 MTP2025

真のグローバル眼科医薬品企業への変革

強みを核とした医薬品事業のグローバルプレゼンスの確立・収益力向上を図りつつ、眼科領域の高い成長ポテンシャルの攻略に備える

基盤事業の 利益率向上

- 量拡大から質向上への転換による既存地域での利益最大化

新規領域の拡大

- 米国の収益体制確立
- 新規事業・新規領域*
などへの参入

グローバル企業 としての土台の強化

- 製品開発能力／製品供給基盤の強化
- KPIIに基づく事業管理

目の疾患や不具合を抱える人々、医療従事者のニーズに応え、
社会課題を解決することで社会の持続的発展に貢献する。
これにより中期的な企業価値向上を目指す。

* 将来の成長分野である細胞・遺伝子治療技術、自由診療市場向け製品並びにデジタルヘルス領域

株主各位

証券コード：4536

2022年6月2日

大阪市北区大深町4番20号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いておりますため、株主の皆さまにおかれましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をご検討いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ**2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに**到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より**同日午後5時30分までに**議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2022年6月24日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
 グランフロント大阪ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席間隔を拡げることからご用意できる席数が大幅に減少いたします。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主さまは、本株主総会前日にあらかじめ当社ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。
 当社ホームページ（<https://www.santen.com/ja/>）
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 - 会計監査人及び監査役会の第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 取締役8名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 定款一部変更の件
 第5号議案 社外取締役の報酬枠改定の件
 第6号議案 社外取締役を除く取締役、国外居住執行役員及び国外居住従業員に対する株式報酬制度承認の件
- 4 招集にあたっての決定事項** 7～8頁 議決権行使等のご案内をご参照ください。

以上

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.santen.com/ja/ir/document/meeting.jsp>）に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。

- ①事業報告の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している上記事項になります。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.santen.com/ja/ir/document/meeting.jsp>）に掲載させていただきます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類(11～36頁)をご参照のうえ、ご行使
くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使のお願い



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使サイトにアクセスして、2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分までにご行使ください。(行使のお手続きは次頁をご参照ください。)

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、8頁のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



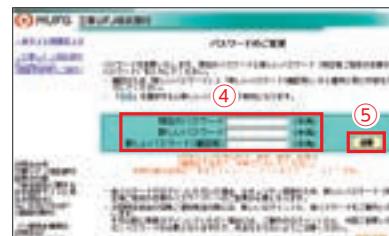
議決権行使ウェブサイトへ
アクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

- ① 「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリック



パスワードを登録する

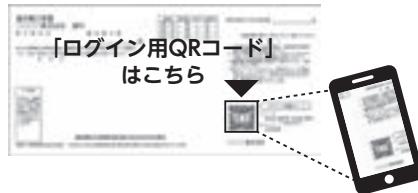
- ④ 現在のパスワードを「現在のパスワード」入力欄へ、新しいパスワードを「新しいパスワード」入力欄と「新しいパスワード(確認用)」入力欄にそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
⑤ 「送信」をクリック

- ▶ 確認画面が出たら「確認」をクリック
▶ 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



ご注意事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時まで)

ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内

当日ご来場をお控えいただいた株主の皆さまがご視聴いただけるように、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたします。また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

1. 配信日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで

3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

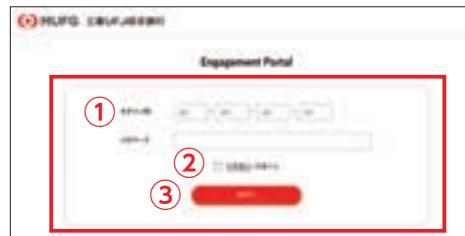
株主さま専用サイト 「Engagement Portal」 <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
(以下、本サイト) からご登録・ご視聴いただけます。

本サイトのアクセス方法ご案内

1. QRコードの読み取りによりログインする場合
<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合
<<株主様認証画面（ログイン画面）>>



株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス
①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力
②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック
③「ログイン」ボタンをクリック

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます)

本サイトに関する
お問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-676-808（通話料無料／受付時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、本サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
 - ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 - ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただきます。予定です。
- なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

- 株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
- ※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

5. ご留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、「議決権行使等のご案内」頁をご確認いただき、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ②ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ③ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ④インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ⑤ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ⑥視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
*Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要事項と位置付けており、配当は配当性向40%以上を目的に利益成長とともに段階的増配を行います。

一定期間留保した余資につきましては、市場環境を踏まえ、自己株式の取得により機動的に還元していきます。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき16円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金（1株につき16円）を含めました年間配当金は、前期に比べて4円増配の1株につき32円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金16円 総額 6,404,597,712円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。新たに取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位及び担当
1	黒川 明	再任		取締役会長
2	谷内 樹生	再任		代表取締役社長兼CEO
3	伊藤 毅	再任		代表取締役副社長 日本事業統括 兼 眼科事業部長
4	大石 佳能子	再任	社外取締役 候補者	独立役員 社外取締役
5	新宅 祐太郎	再任	社外取締役 候補者	独立役員 社外取締役
6	皆川 邦仁	再任	社外取締役 候補者	独立役員 社外取締役
7	古谷 昇	新任	社外取締役 候補者	独立役員 社外取締役
8	南 多美枝	新任	社外取締役 候補者	独立役員 社外取締役

株主総会参考書類

候補者番号 くろかわ あきら

1

黒川 明

再任

生年月日 1952年9月5日

所有する当社株式の数 200,060株

略歴、地位、担当

1977年 4月	当社入社	2004年 7月	常務執行役員
1997年 4月	医薬事業部長室長	2006年 6月	代表取締役社長兼COO
1997年 6月	取締役	2008年 6月	代表取締役社長兼CEO
1998年 6月	医薬事業部副事業部長	2018年 4月	代表取締役会長兼CEO
2001年 5月	医薬事業部長	2020年 4月	代表取締役会長
2001年 6月	執行役員	2022年 4月	取締役会長（現任）

取締役候補者の選任理由

黒川明氏につきましては、2008年6月から代表取締役社長兼CEO、2018年4月から代表取締役会長兼CEO、2020年4月から代表取締役会長、2022年4月より取締役会長として、経営全般の指揮を執り、持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では、取締役会長として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営し、各取締役の理解を得て意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 たにうち しげお

2 谷内 樹生

再任

生年月日 1973年12月10日

所有する当社株式の数 53,029株



略歴、地位、担当

1996年 4月	当社入社	2016年 4月	常務執行役員 欧州 (現EMEA)
2007年10月	アジア事業部中国事業統括室副室長		事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長
2008年11月	参天製薬 (中国) 有限公司営業本部営業総監	2017年 6月	取締役
2011年 4月	アジア事業部事業企画・管理室長	2018年 4月	代表取締役社長兼COO
2012年 4月	企画本部経営企画室長	2018年10月	アジア事業部長 兼 Santen Inc.社長兼CEO
2014年 1月	企画本部副本部長	2019年 4月	北米事業統括 兼 Santen Inc.社長兼CEO
2015年 4月	執行役員 欧州 (現EMEA) 事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長	2020年 4月	代表取締役社長兼CEO (現任)

取締役候補者の選任理由

谷内樹生氏につきましては、当社の経営理念とその背景にある精神を理解するとともに、中国事業、経営企画、欧州事業等を経て、2015年から執行役員欧州 (現EMEA) 事業統括、2016年から常務執行役員欧州 (現EMEA) 事業統括を務め、2018年4月から代表取締役社長兼COO、2020年4月より代表取締役社長兼CEOとして企業価値向上に貢献してまいりました。また、取締役会では、社長兼CEOとして決議事項・報告事項について説明責任を果たすとともに、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

いとう

たけし

3

伊藤 毅

再任

生年月日 1959年7月16日

所有する当社株式の数 23,554株

略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2014年 4月	常務執行役員 医薬事業部長
1999年 7月	事業開発本部事業開発室長	2016年 4月	専務執行役員
2001年 5月	研究開発戦略統括部企画室長		日本事業担当 兼 医薬事業部長
2002年12月	研究開発本部研究開発統括部長	2017年 6月	取締役
2007年 4月	サージカル事業部長	2019年 4月	日本事業統括 兼 眼科事業部長 (現任)
2012年 4月	執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長	2022年 4月	代表取締役副社長 (現任)

取締役候補者の選任理由

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業等を経て、2012年から執行役員、2014年から常務執行役員医薬事業部長、2016年から専務執行役員日本事業担当兼医薬事業部長、2019年から専務執行役員日本事業統括兼眼科事業部長、2022年4月より代表取締役副社長として企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 おお いし か の こ

4

大石 佳能子

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1961年3月24日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 7年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回(100%)

略歴、地位、担当

1993年 1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー	2010年 6月	アステラス製薬株式会社 社外取締役
2000年 6月	株式会社メディヴァ設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2000年 7月	株式会社西南メディヴァ (現 株式会社シーズ・ワン) 設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	江崎グリコ株式会社 社外取締役 (現任)
2004年 8月	医療法人社団プラタナス設立 同総事務長 (現任)	2015年 6月	スルガ銀行株式会社 社外取締役
		2016年 3月	株式会社資生堂 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 江崎グリコ株式会社 社外取締役
株式会社資生堂 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 大石佳能子氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年度株主総会終結の時をもって7年間であります。

その他特記事項 当社は、大石佳能子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



株主総会参考書類

候補者番号 しんたく ゆうたろう

5

新宅 祐太郎

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1955年9月19日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 5年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回(100%)

略歴、地位、担当

2005年 6月	テルモ株式会社 執行役員	2010年 6月	同社 代表取締役社長CEO
2006年 6月	同社 取締役 執行役員 心臓血管グループ長	2017年 4月	同社 取締役顧問
2007年 6月	同社 取締役 上席執行役員 研究開発センター管掌 兼 知的財産統轄部管掌 兼 法務室管掌	2017年 6月	同社 顧問
2009年 6月	同社 取締役 常務執行役員 経営企画室長 兼 国際統轄部統轄 兼 人事部管掌 兼 経理部管掌	2017年 6月	株式会社J-オイルミルズ 社外取締役(現任)
		2017年 6月	当社 社外取締役(現任)
		2018年 3月	株式会社クボタ 社外取締役(現任)
		2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授
		2019年 4月	同大学院経営管理研究科 特任教授(現任)
		2019年 9月	株式会社構造計画研究所 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ 社外取締役 株式会社クボタ 社外取締役
一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授 株式会社構造計画研究所 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 新宅祐太郎氏につきましては、大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間であります。

その他特記事項 当社は、新宅祐太郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



候補者番号 みなかわ くにひと

6 皆川 邦仁

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1954年8月15日

在任年数 4年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 2,000株

取締役会への出席状況 14/14回(100%)



略歴、地位、担当

1997年10月	Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント 兼CFO	2012年 4月	株式会社リコー 常務執行役員 経理本部長
2010年 4月	株式会社リコー 執行役員 経理本部長	2013年 6月	同社 常勤監査役
2010年 6月	リコーリース株式会社 社外監査役	2017年 6月	ソニー株式会社 社外取締役
		2018年 6月	当社 社外取締役 (現任)
		2019年 4月	金融庁 公認会計士・監査審査会 委員 (現任)
		2020年 7月	日本板硝子株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 金融庁公認会計士・監査審査会 委員
日本板硝子株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 皆川邦仁氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、並びに、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間であります。

その他特記事項 当社は、皆川邦仁氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

株主総会参考書類

候補者番号 こたに のぼる

7 古谷 昇

新任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1956年11月13日

所有する当社株式の数 5,000株

略歴、地位、担当

1991年12月	ボストンコンサルティンググループ ヴァイス・プレジデント	2006年11月	株式会社ジズホールディングス 社外取締役（現任）
2000年 6月	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役	2013年 3月	サンバイオ株式会社 社外取締役（現任）
2005年 6月	有限会社ビーグル 代表取締役（現任）	2018年 3月	株式会社メドレー 社外取締役（現任）
2005年 6月	当社 社外取締役		

重要な兼職の状況 有限会社ビーグル 代表取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役
サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 古谷昇氏につきましては、当社社外取締役を2005年から2015年の計10年務められ、当社の眼科事業、戦略・ガバナンス・意思決定等への理解が深く、また経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、取締役会では全社的な見地で適切な意見を述べる事が期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項 当社は、本議案において古谷昇氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ておりません。



候補者番号 みなみ た み え

8 南 多美枝

新任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1959年2月15日

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当

2008年 5月	スリーエムカンパニー ヴァイス・プレジデント兼 ホームケア部門ゼネラル・ マネージャー	2017年11月	同社 アジア地区 ヴァイス・プレジデント
2013年10月	同社 東南アジア地区 ヴァイス・プレジデント	2019年12月	同社 アジア地区 セーフティ&インダストリ アルビジネスグループ シニア・ヴァイス・プレジ デント
2015年10月	同社 ラテンアメリカ地区 ヴァイス・プレジデント		

重要な兼職の状況 なし

社外取締役候補者
の選任理由及び
期待される役割

南多美枝氏につきましては、グローバルに展開する企業において、複数の地域で事業ヘッドを経験されるなど豊富な海外実務経験を有しておられ、取締役会ではグローバル視点で適切な意見を述べることが期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

当社は、本議案において南多美枝氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ておりません。

(注) 1. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について

(1) 大石佳能子氏が2015年6月から2018年6月まで社外取締役を務めていたスルガ銀行株式会社は、2018年10月に金融庁よりシェアハウス向け融資及びその他不動産融資に関する不正行為、顧客の利益を害する業務運営、並びにファミリー企業に対する不適切な融資等の問題を指摘され、行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておらず、第三者委員会の調査報告書において法的責任は認められないと報告されております。また、同氏は、同社の社外取締役として日頃から法令等遵守の視点に立った助言を行い、同社の法令遵守について注意喚起をしていました。上記事実の判明後は、同社取締役会において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること及びこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。

(2) 新宅祐太郎氏が2018年3月から社外取締役を務めております株式会社クボタは、鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを2018年9月に公表いたしました。同氏は、当該問題が発覚するまで当該事実を認識していませんでしたが、平素より取締役会等でコンプライアンス、法令遵守の視点に立った提言を行っておりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責務を果たしております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である大石佳能子、新宅祐太郎及び皆川邦仁の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。また、社外取締役候補者である古谷昇及び南多美枝の両氏につきましても、本議案において両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（59頁）に記載のとおりです。

第3号議案 監査役1名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役宮坂泰行氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ご参考 選任後の監査役会の構成（予定）

氏名	現在の当社における地位
井阪 広	常勤監査役
安原 裕夫	社外監査役 独立役員
伊藤 ゆみ子	社外監査役 独立役員
伊香賀 正彦	新任 社外監査役 独立役員

(注) 当社の監査役任期は4年であり安原裕夫氏及び伊藤ゆみ子氏は2019年6月開催の第107期定時株主総会において、井阪広氏は2020年6月開催の第108期定時株主総会において、それぞれ選任され就任しております。

い か が ま さ ひ こ
伊香賀 正彦

新任

社外監査役
候補者

独立役員

生年月日 1955年5月14日

所有する当社株式の数 0株

略歴、地位

1979年10月	等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2013年11月	有限責任監査法人トーマツ CSO
1988年 3月	公認会計士登録	2016年 3月	同監査法人パートナー退任
1988年 5月	等松トウシュロコンサルティ ング株式会社	2016年 4月	伊香賀正彦公認会計士事務 所 代表（現任）
	（現 アビームコンサルティ ング株式会社）取締役	2016年 5月	プラジュナリンク株式会社 代表取締役（現任）
1990年 5月	等松青木監査法人パートナー	2016年 6月	森永乳業株式会社 社外監査 役（現任）
1993年 4月	トーマツコンサルティ ング株式会社（現 デロイト トーマツコンサルティ ング 合同会社）取締役	2017年 3月	ヤマハ発動機株式会社 社外 監査役
2000年 3月	同社 代表取締役社長	2017年 6月	リョービ株式会社 社外取締 役（現任）
2010年10月	同社 取締役会長		



重要な兼職の状況

伊香賀正彦公認会計士事務所 代表 プラジュナリンク株式会社 代表取締役
森永乳業株式会社 社外監査役 リョービ株式会社 社外取締役

社外監査役候補者の
選任理由

伊香賀正彦氏につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識を有しており、監査役会及び取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

当社は、本議案において伊香賀正彦氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である伊香賀正彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第35条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案において社外監査役候補者である伊香賀正彦氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した場合は、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（59頁）に記載のとおりです。

1. 取締役及び監査役候補者の選任にあたっての方針及び手続

① 取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

② 監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計又は経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識並びに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

2. 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、「独立性」を有すると判断するための基準について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、コーポレート・ガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性及び客観性の向上の観点から、社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ① 過去、Santenグループの取締役、監査役又は従業員でないこと（但し、独立役員を除く）。
- ② 過去3年以内に、個人又は法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家でないこと。
- ③ 過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④ Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、又は当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤ Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社又は主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥ Santenグループの役員（但し、独立役員を除く）、又は上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦ その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項又は社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

取締役会実効性評価結果

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、2021年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価方法)

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。各設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述形式でのコメントも記入できる形式となっています。その上で、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、社外取締役及び社外監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2022年3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

[アンケートにおける大項目]

1. 取締役会の運営と構成
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 業績モニタリングと経営陣の評価報酬
5. 株主等との対話

なお、昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂等を踏まえ、よりガバナンスの向上に資する評価を行うべくアンケート項目の見直しを行いました。これまで、取締役会における意思決定、監督のそれぞれの機能の視点で評価を行ってまいりましたが、新たに、取締役会の監督の主たる対象であるCEOを始めとする経営陣の選定、評価の視点を追加し、取締役会の構造、意思決定及び監督の対象となるべき事項毎の充実度、株主等のステークホルダーとの関係の5点の視点で構成し総合的な評価を行えるようにしました。

また、この見直しを含む実効性評価の実施、分析において第三者機関の支援を得ることで評価の質的向上を図っております。

(結果の概要)

当社取締役会は、2021年度の実効性が確保されていると評価いたしました。その理由はアンケート評点の全体平均が「概ねできている」との評価であると共に、設問項目毎の評点においても「できている」「概ねできている」との回答が高い割合（約9割）を占めたためです。とりわけ以下の項目については、アンケート及び個別インタビューにおいて高い評価を得ました。

- ・ 独立社外取締役が、十分な情報提供に基づき多角的な観点から議論に参画し、その責務を適切に果たしている。
- ・ 執行に対する権限委譲が適切に行われており、取締役会が本来の役割に集中できている。
- ・ 企業倫理の遵守のために必要な体制が整備されており、そのための手段として内部通報制度が有効に機能している。

また、以下の項目については向上が見られると評価されました。

- ・ 実行中の案件その他の社内戦略について、経過のモニタリングが適切に行えている。
- ・ 社外のステークホルダーの意見等の情報が社外取締役・監査役に適切に共有されている。

これらは、従前からの取組みに加え、昨年度の取締役会実効性評価において課題と認識し改善に取り組んだ結果が寄与したものと認識しています。

具体的には、取締役会において、重要な案件の遂行状況に加え、開発状況、人材戦略、IT戦略等の策定、遂行に関する報告機会を拡充し、モニタリングの機会、質の向上を図りました。また、機関投資家を始めとするステークホルダーから頂戴する意見、提言を迅速、確実に社外取締役・監査役に共有することに注力し、取締役会による認識をステークホルダーと共通のものにする取組みを行いました。

(今後の取組み)

一方で、さらに実効性を高めるべく、取締役会における意思決定の質をさらに高め、同時に監督機能も強化していくための継続的な取組みの必要性も議論され、以下のとおり、具体的な課題及び改善に向けての取組内容が確認されました。

- ・重要な戦略案件の意思決定時の実行確度の担保
当社が、MTP2025の完遂に向けて、投資効率の最大化を図ることがより重要になっている状況下で、限られたリソースの投資先に関する、実行の確実性を踏まえた適切な選定がより一層重要であるとの課題認識から、以下のとおり取組むことといたしました。
 - ✓ 各事業の遂行状況、課題、ケイパビリティの定期的な共有機会の増加
 - ✓ 事業実行の現場、PMI対象の状況把握機会の増加
 - ✓ 戦略案件の意思決定における定量的指標の拡充
- ・戦略実行、策定に関するモニタリング強化
かねてモニタリングについては強化して参りましたが、その範囲、内容についてさらなる拡充、充実を図り取締役会による監督を強化することといたしました。
 - ✓ 戦略投資・開発案件の進捗及び進捗において課題が生じている場合の状況・原因・対策の確認
 - ✓ 人材、サステナビリティ、DX等重要な経営施策に関する遂行状況の確認
- ・取締役会と任意の委員会活動との連携強化
昨年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードも示す通り、任意の委員会による適切な取組みは当社のガバナンス向上に不可欠との認識の下、取締役会と指名委員会、幹部報酬委員会の連携をさらに強化し、両機能の発揮の最大化を図ることといたしました。
 - ✓ 取締役会と両委員会における取組み内容の適切な共有
 - ✓ 両委員会の事務局機能の連携向上による委員会機能のさらなる発揮

今年度は、主な取組課題として以上の3点に注力するとともに、本年4月1日に発足した新執行体制の下、リスク管理、内部統制等の取組み強化を含めて取締役会実効性向上のための施策検討を継続してまいります。

当社が内外の変化に対応し継続的に企業価値を高め、Santen 2030及びMTP2025を完遂するためには、取締役会を始めとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。

本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、その取締役・監査役候補者の指名において、①取締役会においてその出席者である取締役及び監査役が、経営戦略の妥当性、実現にあたってのリスク等を多面的に審議すると共に、その執行状況を適切に監督すること、並びに、②監査役会が、取締役会及び執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能を十分に発揮すること、の両面をもって、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立することが重要と考えています。

一方、当社は、長期ビジョン「Santen 2030」及び中期経営計画「MTP2025」の下、医療関係者や患者さんに寄り添い、製薬の枠を超えたSocial Innovatorとして革新的な価値を提供することで、目を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。また、これらの取組みにおいては、国・地域により異なる眼科医療ニーズを踏まえ、幅広く世界の人々に貢献できるよう、グローバルにリーダーシップを発揮してまいります。

当社は、企業戦略の立案・実行、適切な経営管理に加え、上述の当社理念・目指す事業の方向性に鑑み、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。ライフサイエンス事業及びグローバルな視点に加え、今後も、ESG・社会貢献に関する領域等にもさらに力点を置いてまいります。取締役・監査役の登用においては、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、性別、年齢、国籍、人種又は民族等の区別を設けず人物本位を重視していきます。また、議論の客観性を担保するための社内・社外取締役のバランスに配慮するとともに、とりわけ監査役会については、監査の独立性・中立性を高めるため過半数を独立性基準を満たす社外監査役としています。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)				企業経営	ライフサイエンス事業	医療現場・患者様理解	グローバルリーダーシップ	財務・会計	法務・リスク管理	ESG・社会貢献
取締役	黒川 明 (取締役)	再任	●	●	●					
	谷内 樹生 (代表取締役)	再任	●	●		●				
	伊藤 毅 (代表取締役)	再任		●	●					
	大石 佳能子 (社外取締役)	再任	●		●					●
	新宅 祐太郎 (社外取締役)	再任	●	●		●				
	皆川 邦仁 (社外取締役)	再任				●	●	●		
	古谷 昇 (社外取締役)	新任	●	●						
	南 多美枝 (社外取締役)	新任		●		●				
監査役	井阪 広 (常勤監査役)			●	●					
	安原 裕文 (社外監査役)		●			●	●			
	伊藤 ゆみ子 (社外監査役)					●		●	●	
	伊香賀 正彦 (社外監査役)	新任	●					●	●	

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個（最大3個）記載しています。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	定款変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>第16条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><附 則></p>	<p><附 則></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(附則) 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、2022年6月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第5号議案 社外取締役の報酬枠改定の件

当社の取締役の報酬制度のうち金銭報酬枠につきましては、2018年6月26日開催の第106期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）については、年額600百万円以内（うち、固定の基本報酬として400百万円以内、年次賞与として200百万円以内）に、また、社外取締役については、固定の基本報酬のみの金銭報酬枠として、対象取締役の報酬枠とは別枠で年額60百万円以内にご承認いただき、現在に至っております。

今般、社外取締役の員数を3名から5名に増員することを予定しておりますので、かかる社外取締役の増員に備え、社外取締役に対する金銭報酬枠を年額100百万円以内に改定いたしたく存じます。なお、対象取締役に対する金銭報酬枠に変更はございません。

今般の改定については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経た上で、その答申を踏まえ当社の取締役会において決定しており、その内容は、当社取締役会で決議した「取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」（その概要は、事業報告60頁に記載のとおりです。）に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

第6号議案 社外取締役を除く取締役、国外居住執行役員及び 国外居住従業員に対する株式報酬制度承認の件

I. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬制度は、固定の基本報酬、並びに社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）のみを対象とした年次賞与及び株式報酬制度で構成されております。2018年6月26日開催の第106期定時株主総会（以下「2018年6月総会」といいます。）においては、対象取締役の報酬等の額につき金銭報酬枠を年額600百万円以内（うち、固定の基本報酬として400百万円以内、年次賞与として200百万円以内）とすること、また、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、パフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動事後交付型株式報酬制度。以下「PSU制度」といいます。）及び譲渡制限付株式報酬制度の2つの類型により構成される株式報酬制度を導入することにつきご承認をいただいております。対象取締役向けPSU制度については、当初の業績評価期間（2019年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度）終了後に、2018年6月総会においてご承認を受けた範囲内で制度を継続することについて取締役会において承認の上、現在に至っております。

今般、2030年とその先の世界を見据えた長期ビジョン「Santen 2030」の実現に向け、2025年度までの中期経営計画「MTP2025」に掲げた目標の達成、及びその先の2026年以降の中長期的な成長や価値創造に向けて対象取締役を持続的に動機付けていく必要があることから、PSU制度の業績評価期間について、中期経営計画期間を単一の業績評価期間とする従来の形から、連続する複数の事業年度からなる業績評価期間が毎事業年度において開始する形への変更を中心とした制度の見直しを実施したく、ご承認をいただきたく存じます。

また、当社の取締役を兼務しない国外に居住する執行役員^(※)（以下「対象執行役員」といいます。）に対して、PSU制度及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度（事後交付型株式報酬制度。以下「RSU制度」といいます。）の2つの類型により構成される株式報酬制度を導入するとともに、対象取締役又は対象執行役員ではない当社の国外に居住する従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、RSU制度を導入しておりますが、米国における交付対象者の拡大に伴い、米国法上の要求により当該株式報酬制度について株主総会の決議による承認を得ることが求められていることから、当該株式報酬制度についても、対象取締役向けの株式報酬制度と併せてご承認をいただきたく存じます。

対象取締役に対する株式報酬制度は、対象取締役が、株主の皆さまと意識を共有するとともに、当社のビジョンや戦略の実現に向けて意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効的な報酬制度とすることを目的としており、その内容は、当社取締役会で決議した「取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」（その概要は、事業報告60頁に記載のとおりです。）に沿うものであるため、相当なものであると判断しております。

なお、本議案は、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経た上で、その答申を踏まえ当社の取締役会において決定しております。また、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であ

りますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

(※) 当社の取締役を兼務しない国内に居住する執行役員に対しては、対象取締役と同様に、PSU制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、取締役会の決定に基づき、交付対象者を決定の上、当社株式を交付しております。国内に居住する各執行役員への具体的な支給時期及び配分については、幹部報酬委員会が設定した算出方法に基づき、当社代表取締役社長兼CEOが決定しております。

Ⅱ. 対象取締役、対象執行役員及び対象従業員に対する株式報酬制度について

現在、前記I.の目的の下、対象取締役に対し、金銭報酬枠とは別枠で、下記【本制度の概要】1. 及び2. 記載のPSU制度及び譲渡制限付株式報酬制度の2つの類型により構成される株式報酬制度を導入しております。また、対象執行役員に対して、下記【本制度の概要】3. 記載のPSU制度及びRSU制度、対象従業員に対して、下記【本制度の概要】3. 記載のRSU制度を導入しております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定しております。また、各対象執行役員及び各対象従業員への具体的な支給時期及び配分については、幹部報酬委員会が設定した算出方法に基づき、当社代表取締役社長兼CEOが決定しております。

【本制度の概要】

1. 対象取締役向けPSU制度

(1) 制度の概要

対象取締役向けPSU制度は、対象取締役に対し、当社の連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」といいます。）中の当社業績等の評価指標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成率等に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭（以下「納税目的金銭」といいます。）を、毎事業年度において、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。したがって、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の支給は、原則としてそれぞれの業績評価期間の終了後に行います。なお、対象取締役向けPSU制度は、上記評価指標の達成率等に応じて当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給するものであることから、対象取締役向けPSU制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、並びに交付する当社株式の株式数（以下「交付株式数」といいます。）及び当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

本議案をご承認いただいた場合の当初の業績評価期間は、2023年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とします。以降、本株主総会でご承認を受けた範囲内で、毎事業年度において、当該事業年度を含む連続する3～5事業年度を新たな業績評価期間とする対象取締役向けPSU制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

業績評価期間ごとに支給する金銭報酬債権の1事業年度あたりの総額は100百万円以内、交付株式数の1事業年度あたりの上限は100千株、納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は1事業年度あたりの交付上限株式数100千株に後記の交付時株価を乗じた額以内として設定しております（1事業年度分として、2022年3月末日現在の発行済株式総数400,694,754株の約0.02%に相当します）。

なお、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数及び対象取締役に関与する当社株式の総数を調整するものとします。

(2) 制度の仕組み

対象取締役向けPSU制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ①当社は、対象取締役向けPSU制度において使用する評価指標及び評価ウェイトを取締役会決議に基づき、下表のとおり、設定しております。

評価指標	比重
相対TSR ^(※1)	80%
ESG関連指標 ^(※2)	20%

- ②当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間における上記①の各評価指標の達成率等に応じ、各対象取締役に割り当てる当社株式の数を決定します。
- ③当社は、上記②で決定された各対象取締役に割り当てる当社株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、対象取締役向けPSU制度に関する報酬等として、上記の業績評価期間中に支給する総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ④上記③の当社株式の割当てに伴って、各対象取締役に納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記③の当社株式の割当ての際に各対象取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。
- ⑤各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は当社取締役会で定めるところによるものとします。なお、不正行為等が生じた際には、その行為等が生じた時期やそれが明らかになった時期等に応じて、受給権の消滅や報酬の返還請求等を行うことができるものとします。当該受給権の消滅や報酬の返還は、幹部報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。

※1 グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定し、自社の株主総利回り（相対TSR）ランクが中位水準に位置した場合に100%支給しております。0～200%の支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対的な位置に応じて合理的に算出します。

※2 ESGに関する指標として、外部評価機関の評価結果を用いております。業績評価期間における評価結果の改善度に応じて、0～200%の支給率を決定します。

(3) 対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は新任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、①に定める数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数（100千株）を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

①各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

②各対象取締役に支給する金銭の額

（基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）－上記①で算定した当社株式の数）×交付時株価（※3）

※1 各対象取締役の等級及び職務を考慮して、当社取締役会の決定に基づき、付与します。

※2 業績評価期間の評価指標（相対TSR及びESG関連指標）の達成率等に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

※3 業績評価期間終了後における、対象取締役向けPSU制度に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

※業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、当社取締役会が定める組織再編等（以下「重要組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日が対象取締役向けPSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該重要組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給します。

2. 対象取締役向け譲渡制限付株式報酬制度

(1) 制度の概要

対象取締役向け譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを受ける制度です。譲渡制限付株式報酬制度による当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

なお、当社が1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該事業年度において当社より割当てを

受ける当社株式の数は100千株を上限とします（1事業年度分として、2022年3月末日現在の発行済株式総数400,694,754株の約0.02%に相当します。）。また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

(2) 本割当契約の概要

本割当契約の概要は以下のとおりです。

①譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める譲渡制限期間の間は、本割当契約により割当を受けた当社株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

②退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位のいずれをも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前にこれらの地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、重要組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該重要組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該重要組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤その他の取締役会で定める事項

その他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。なお、不正行為等が生じた際には、その行為等が生じた時期やそれが明らかになった時期等に応じて、受給権の消滅や報酬の返還請求

等を行うことができるものとします。当該受給権の消滅や報酬の返還は、幹部報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。

3. 対象執行役員向けPSU制度並びに対象執行役員及び対象従業員向けRSU制度

対象執行役員向けPSU制度並びに対象執行役員及び対象従業員向けRSU制度は、対象執行役員又は対象従業員を交付対象者として株式ユニットを付与し、海外において設定する信託を通じて当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得の上、当社株式の交付を行う株式交付制度です。具体的には、当社とJTC Employer Solutions Limited（以下「本受託者」といいます。）との間で締結された信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）（※1）（※2）において、当社株式を日本の株式市場から取得いたします。本受託者による当社株式の取得に係る資金は、当社から信託する金員を原資とします。本制度は、交付対象者に対し、株主の皆さまとの意識を共有させるとともに、当社グループ社員としての一体感の醸成の土台とすることを目的としています。

対象執行役員向けPSU制度並びに対象執行役員及び対象従業員向けRSU制度は、每期、交付対象者に対し、株式ユニットを付与し、一定期間の（※3）在籍を条件として、ユニット数（及びPSUについては業績連動条件）に応じた数の当社株式を交付するものであることから、同制度の導入時点では、各交付対象者に対して当社株式を交付するか否か、並びに交付株式数はいずれも確定しておりません。本受託者による当社株式の取得時期は、交付対象者に対する株式交付の前後のタイミングとします。権利確定後、交付の対象となる株式（以下「交付対象株式」といいます。）は、交付対象者の所在に応じて、米国（交付対象者が米国所在の場合）又はアイルランド（交付対象者が米国所在以外の場合）の交付対象者名義の口座に移り、管理されます。交付対象者は、交付対象株式の売却指示を行うことで、売却代金を受領することができます。

- （※1）本受託者が株式報酬プラン管理サービス会社であるGlobal Shares社（以下「GS社」といいます。）がアイルランドに開設する信託口座において株式市場からの株式の調達を行います。
- （※2）本信託の実際上の管理は、GS社が登用するCustodianであるJTC Employer Solutions Limited（以下「カストディアン」といいます。）及びカストディアンからの再委託を受けたサブカストディアンが行っています。本受託者、GS社、カストディアン及びサブカストディアンと当社との間には、一切の資本関係、人的（出向）関係は存在しません。
- （※3）対象執行役員向けPSU制度及びRSU制度については、每期、株式ユニットの付与後3年間の在籍を条件として、付与から3年後に株式ユニットの全数が権利確定します。対象従業員向けRSU制度については、每期、株式ユニットの付与後の在籍を条件として、その在籍期間に応じて、付与から1年後に株式ユニットの3分の1、2年後に3分の1が権利確定し、3年後で残数の3分の1が権利確定します。

以上

重要な後発事象

1. 自己株式取得に係る事項の決定（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

利益還元の強化と資本効率の更なる向上を図るために行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得しうる株式の総数 12,500,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.1%）
- ③株式の取得価額の総額 150億円（上限）
- ④取得期間 2022年5月11日～2022年9月30日
- ⑤取得方法 投資一任契約に基づく市場買付け
- ⑥その他 本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、2023年3月期中に消却する予定です。

2. 単独株式移転による持株会社体制への移行及び決算期（事業年度の末日）の変更の中止

当社は、2022年4月1日を目途に持株会社体制への移行、並びに2022年1月1日付での決算期（事業年度の末日）変更（以下、「本件」）を予定し、2021年5月11日開催の取締役会において延期することを決議していましたが、2022年5月10日開催の取締役会において本件を中止することを決議しました。

本件中止の理由

当社は、長期ビジョンであるSanten 2030を着実に実現すべく、本件に関する準備を進めていましたが、経営環境の短期的変化等を総合的に勘案し、2021年5月11日開催の取締役会において延期することを決議しました。その後、更に議論を重ね、いち早く中期経営計画（MTP2025）に掲げている持続的成長に向けた収益力向上を図るため、現行の体制を維持することが必要であると判断し、持株会社体制への移行及び決算期の変更を中止することとしました。

なお、経営の執行体制を強化することが肝要であると判断し、2022年4月にエグゼクティブ・マネジメント・チーム（以下、EMT）体制へと刷新しました。この刷新により、地域・領域ともに広がる各事業のヘッドと戦略・オペレーションをグローバル視点でリードするCenters of Excellenceが機動的に連携し、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制の強化を意図しています。今後はEMTを基軸とした執行体制のもとでグローバル企業としての競争力と戦略実行力を強化していきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 経営の基本方針

Santenグループ*は、創業以来130年以上の歴史を通じ培った、徹底した顧客志向と眼科領域に特化した専門性・技術力を礎に、世界の患者さんのQOL (Quality of Life:クオリティ・オブ・ライフ) 向上を目指し、グローバルな事業活動を展開しています。

Santenグループでは、目に関する社会課題解決に向け、2030年までの長期ビジョンSanten 2030を掲げています。Santenが目指す理想の世界、「WORLD VISION」(Happiness with Vision) の実現に向け、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現するSocial Innovatorとして、眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指します。

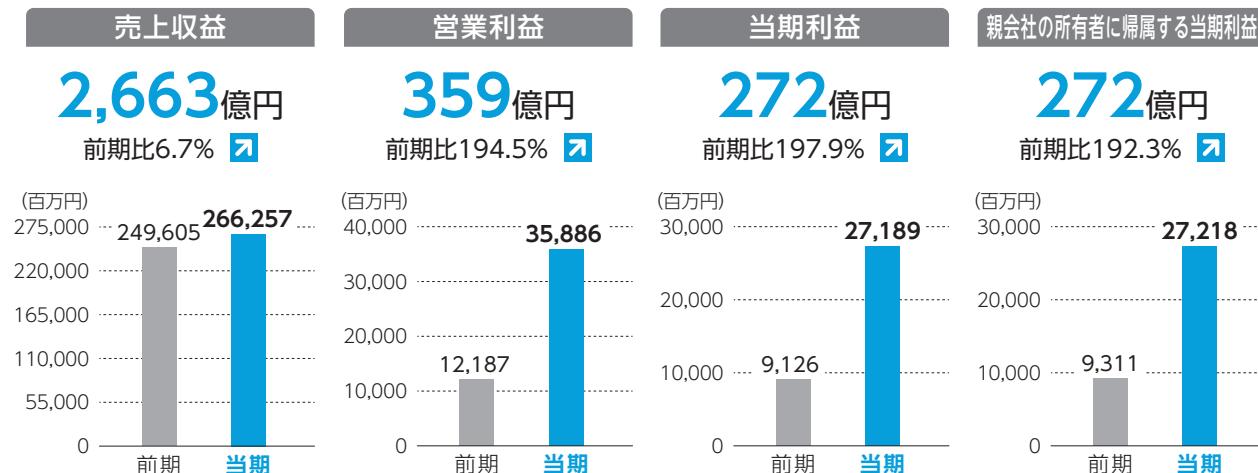
眼科領域におけるSantenグループの強みをグローバルに展開するとともに、2030年とその先の成長ステージに向け、新たな技術やテクノロジーを取り入れ、各国・地域の眼科医療の発展と、目の健康を通じて世界の人々の幸せな生活の実現に貢献してまいります。

※当社 (Santen) 及び当社の関係会社

(2) 事業の経過及びその成果

①業績の状況

(ア) IFRS (フル) ベース



事業報告

(ア) IFRS (フル) ベース

(単位：百万円)

	前 期	当 期	対前期増減率
売 上 収 益	249,605	266,257	6.7%
営 業 利 益	12,187	35,886	194.5%
当 期 利 益	9,126	27,189	197.9%
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益	9,311	27,218	192.3%

(売上収益)

前期と比べ6.7%増加し、2,663億円となりました。

主力の医療用医薬品事業は、日本では薬価改定の影響がありましたが主力製品が堅調に推移したこと、中国では集中購買における影響を最小限に抑えたこと、EMEAでは主力製品が堅調に推移したこと等により、前期と比べ6.3%増加し、2,496億円となりました。

売上収益の内訳は次のとおりです。

上段：金額

下段：対前期増減率、()は為替影響を除いた対前期増減率

(単位：百万円)

	日本	中国	アジア	EMEA	米州	合 計
	159,705	27,133	19,172	41,251	2,317	249,579
医療用医薬品	2.5%	16.6%	14.1%	12.1%	15.2%	6.3%
	(-%)	(3.7%)	(7.9%)	(6.1%)	(8.8%)	(3.6%)
一般用医薬品	9,185	7	588	-	-	9,780
	1.4%	-	67.1%	-	-	3.9%
医療機器	3,139	-	-	1,648	398	5,184
	7.3%	-	-	48.5%	-	28.4%
その他	1,604	57	53	-	-	1,714
	19.5%	△21.9%	△5.8%	-	-	16.5%
合計	173,633	27,197	19,813	42,899	2,715	266,257
	2.7%	16.5%	15.1%	13.2%	35.0%	6.7%

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

顧客の所在地をもとに国又は地域に分類しています。なお、アジアには中国を含んでいません。

EMEAは、欧州、中東及びアフリカです。

医療用医薬品

■ 日本

売上収益 **1,597** 億円 (前期比 2.5% ↗)

前期と比べ2.5%増加し、1,597億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	84億円	(対前期増減率)	△ 3.4%
「タプコム配合点眼液」	27億円	(対前期増減率)	+ 5.1%
「コソプト配合点眼液」	57億円	(対前期増減率)	△18.6%
「エイベリス点眼液」	33億円	(対前期増減率)	+31.3%
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液」	133億円	(対前期増減率)	+ 8.6%
・ 抗アレルギー点眼剤領域			
「アレジオン点眼液 ^{*1} 」	293億円	(対前期増減率)	△10.5%
・ 網膜疾患治療剤領域			
「アイリニア硝子体内注射液 ^{*2} 」	725億円	(対前期増減率)	+12.5%

※1 アレジオンIX点眼液を含みます。

※2 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

■ 中国

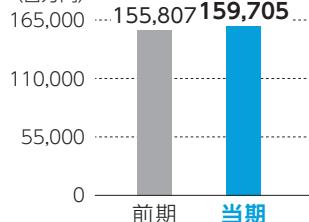
売上収益 **271** 億円 (前期比 16.6% ↗)

円換算ベースで前期と比べ16.6%増加し(為替影響を除いた成長率は+3.7%)、271億円となりました。なお、中国において新製品であるジクアス点眼液及びタプロス点眼液の販売促進強化を行うとともに、主力製品であるクラビット点眼液及びヒアレイン点眼液は、集中購買による影響を受けつつも、引き続き私立病院や薬局など他のチャネルでの拡販に注力し、減少を抑制しています。なお、主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	12億円	(対前期増減率)	+ 94.3%
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液」	41億円	(対前期増減率)	+468.5%
「ヒアレイン点眼液」	89億円	(対前期増減率)	△ 3.4%
・ 眼感染症治療剤領域			
「クラビット点眼液」	70億円	(対前期増減率)	△ 12.1%

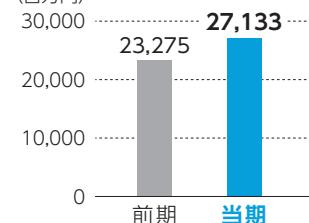
■ 売上収益

(百万円)



■ 売上収益

(百万円)

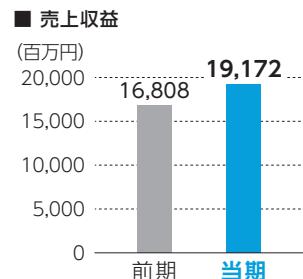


■ アジア（中国除く）

売上収益 **192**億円（前期比 14.1% ）

円換算ベースで前期と比べ14.1%増加し（為替影響を除いた成長率は+7.9%）、192億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	21億円	（対前期増減率	+ 8.9%）
「タプコム配合点眼液」	8億円	（対前期増減率	+49.3%）
「コソプト配合点眼液」	52億円	（対前期増減率	+15.6%）
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液」	14億円	（対前期増減率	+ 1.1%）
・ 眼感染症治療剤領域			
「クラビット点眼液」	19億円	（対前期増減率	+ 8.3%）

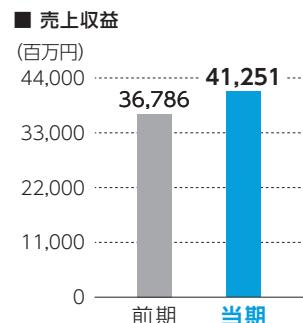


■ EMEA

売上収益 **413**億円（前期比 12.1% ）

円換算ベースで前期と比べ12.1%増加し（為替影響を除いた成長率は+6.1%）、413億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

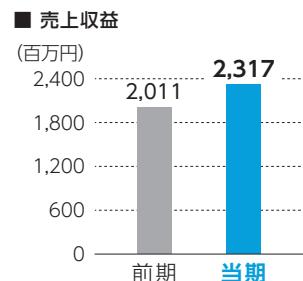
・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	68億円	（対前期増減率	+ 1.1%）
「タプコム配合点眼液」	34億円	（対前期増減率	+18.4%）
「コソプト配合点眼液」	109億円	（対前期増減率	+15.5%）
「トルソプト点眼液」	29億円	（対前期増減率	+ 3.2%）
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「Ikervis（アイケルビス）」	48億円	（対前期増減率	+30.6%）



■ 米州

売上収益 **23**億円

円換算ベースで23億円となりました。なお、米州の売上収益に含まれる、前期に買収したEyeVance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）の売上収益は14億円です。



一般用医薬品

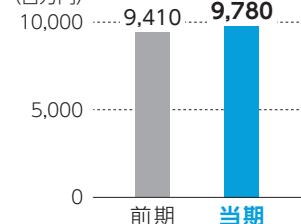
売上収益 **98億円** (前期比 3.9% )

前期と比べ3.9%増加し、98億円となりました。

「サンテメディカルシリーズ」「サンテボーティエシリーズ」「ソフトサンティアシリーズ」などの高価格帯品に加え、スイッチOTC製品「ヒアレインS」、発売から2021年に30周年を迎えた「サンテFXシリーズ」に注力しています。なお、当期においては、点眼型洗眼薬「ウェルウォッシュアイ」を発売しました。

■ 売上収益

(百万円)



医療機器

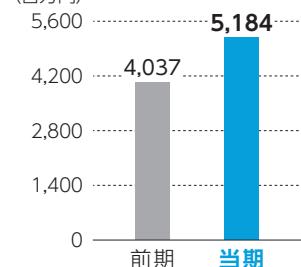
売上収益 **52億円** (前期比 28.4% )

前期と比べ28.4%増加し、52億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

「レンティス コンフォート」	14億円 (対前期増減率 +18.9%)
「PRESERFLO MicroShunt (プリザーフロ マイクロシャント)」	16億円 (対前期増減率 +80.9%)

■ 売上収益

(百万円)



その他

その他の売上収益は17億円となりました。サプリメント製品の販売、株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

〔営業利益〕

売上総利益は、前期と比べ3.4%増加し、1,566億円となりました。

IFRS（フル）ベースの販売費及び一般管理費は、前期と比べ6.2%増加し、845億円となりました。後述のコアベースの販売費及び一般管理費839億円に加え、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）の統合業務等に係る一過性の費用が6億円発生しました。

研究開発費は、前期と比べ9.4%増加し、264億円となりました。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ8.6%減少し、97億円となりました。これは主に、Merck & Co., Inc.（米国）から2014年に譲り受けた眼科製品に関する無形資産、2015年より欧州で販売を開始した「kervis（アイケルビス）」に関する無形資産、2016年のInnFocus, Inc.（米国）買収に伴い取得したSTN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt（プリザーフロ マイクロシャント））に関する無形資産（2019年4月より償却開始）、並びに2020年のEyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）買収に伴い取得した眼科製品に関する無形資産の償却によるものです。

その他の収益は、10億円となりました。主に当社保有の固定資産譲渡によるものです。

その他の費用は、11億円となりました。

これらにより、IFRS（フル）ベースの営業利益は、前期と比べ194.5%増加し、359億円となりました。

〔当期利益〕

金融収益は、25億円となりました。主に当社グループが保有する投資有価証券評価益です。

金融費用は、12億円となりました。

持分法による投資損失は、16億円となりました。これは主にVerily Life Sciences LLC（米国）との合併会社であるTwenty Therapeutics LLC（米国）の損益のうち、当社の持分に帰属する金額を計上したものです。

法人所得税費用は、前期より59億円増加し、84億円となりました。これは主に、グループ内の法人の利益構成比の変動により法人税等が減少した一方で、前期は開発製造販売権の減損損失計上に伴う繰延税金負債の取り崩しが発生したことによるものです。

これらにより、当期利益は、前期と比べ197.9%増加し、272億円となりました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期と比べ192.3%増加し、272億円となりました。売上収益に対するその比率は、10.2%となりました。

(イ) コアベース^{※3}

(単位：百万円)

	前期	当期	対前期増減率
売上収益	249,605	266,257	6.7%
コア営業利益	50,101	46,348	△7.5%
コア当期利益	37,549	35,195	△6.3%
親会社の所有者に帰属する コア当期利益	37,589	35,249	△6.2%

〔売上収益〕

IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

〔コア営業利益〕

売上総利益について、IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

販売費及び一般管理費は、前期と比べ8.7%増加し、839億円となりました。なお、IFRS（フル）ベースからの調整内容については、前述の〔営業利益〕に記載のとおりです。

研究開発費は、IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

以上により、コアベースでの営業利益は、前期と比べ7.5%減少し、463億円となりました。

※3 Santenグループでは2015年3月期のIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益及び費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益及び費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。

- ・製品に係る無形資産償却費
- ・その他の収益
- ・その他の費用
- ・金融収益
- ・金融費用
- ・持分法による投資損益
- ・販売費及び一般管理費のうち企業買収などに係る一過性費用

②その他の活動状況

〔研究開発活動〕

<緑内障・高眼圧症領域>

プロスタグランジンF₂α誘導体及びβ遮断剤の配合剤STN1011101 (DE-111A、一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩) は、中国で2019年1月から第Ⅲ相試験を実施しています。

EP2受容体作動薬STN1011700 (DE-117、一般名：オミデネパグ イソプロピル) は、米国で2021年11月に審査完了通知を受領しました。2022年5月の再申請を目指し準備中です。日本では2018年11月に発売しました。アジアでは、順次販売承認を申請しており、韓国で2021年2月に発売しました。

FP/EP3受容体デュアル作動薬STN1012600 (DE-126、一般名：sepetaprost) は、米国で2021年12月に追加の第Ⅱ相試験を終了しました。日本では、後期第Ⅱ相試験を完了しています。欧州で2021年9月に第Ⅱ相試験（探索的試験）を開始しました。

緑内障用デバイスSTN2000100 (DE-128) *は、日本で2022年2月に販売承認を取得しました。欧州で2019年4月に発売しました。アジアでは、2020年3月以降順次販売承認を申請しており、2021年9月以降シンガポールなどで承認を取得しました。韓国で2021年4月に非承認通知を受領し、再申請を検討中です。

プロスタグランジンF₂α誘導体の乳化点眼剤STN1013001 (DE-130A、一般名：ラタノプロスト) は、2022年3月に欧州及びアジアでの第Ⅲ相試験を終了しました。

ROCK阻害剤STN1013900 (AR-13324、一般名：netarsudil mesylate) は、日本で2020年11月から第Ⅲ相試験を実施しています。アジアで2022年3月に販売承認を申請しました。

*2021年5月に、米州、オーストラリア及びニュージーランドでの製品開発、商業化及び販売の権利をGlaukos Corporation (米国、以下、Glaukos社) へ供与しました。米国では2022年4月に米国食品医薬品局 (FDA) から非承認通知書を受領しました。カナダで2021年3月に、オーストラリアで2021年5月に販売承認を取得しました。

<角結膜疾患（ドライアイを含む）領域>

春季カタルを対象とするSTN1007603 (DE-076C、一般名：シクロスポリン) は、欧州、アジア、カナダなど既に承認・販売されている諸国に続き、中国では2021年4月に販売承認を申請しました。米国では2022年5月に発売しました。

ドライアイを対象とするSTN1008903 (DE-089C、

一般名：ジクアホソルナトリウム) は、日本で2021年8月に製造販売承認を申請しました。

マイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905 (一般名：シロリムス) は、日本で2021年10月に前期第Ⅱ相試験を開始しました。

アレルギー性結膜炎を対象とするSTN1011402 (一般名：エピナスチン塩酸塩) は、日本で2022年2月に第Ⅲ相試験を開始しました。

フックス角膜内皮ジストロフィを対象としてアクチュアライズ株式会社と共同開発契約を締結しているSTN1010904* (一般名：シロリムス) は、第Ⅰ相試験を完了し、米国等での前期第Ⅱ相試験についてFDAへ試験届を提出しました。(*開発コード (STN1010904) は、第Ⅱ相試験終了時に当社が独占的実施権を獲得した後に附番予定のコードです。)

<網膜・ぶどう膜炎領域>

ぶどう膜炎を対象とするSTN1010900 (DE-109、一般名：シロリムス) は、事業性の再評価に基づき開発を中止しました。

<新規疾患領域>

小児における近視を対象とするSTN1012700 (DE-127、一般名：アトロピン硫酸塩) は、日本で2019年8月から第Ⅱ／Ⅲ相試験を実施しています。中国で2022年4月に第Ⅰ相試験を終了しました。アジアでは2020年4月に第Ⅱ相試験を終了しました。

小児における近視を対象とするSTN1012701 (SYD-101、一般名：アトロピン硫酸塩) は、導入元であるSydnexis Inc. (米国) により欧州及び米国で第Ⅲ相試験が実施されています。当社は、欧州、中東及びアフリカ地域における独占ライセンス権を保有しています。

近視を対象とするSTN1013400 (化合物名：AFDX0250BS) は、日本で2021年9月に第Ⅰ相試験を終了しました。

老視を対象とするSTN1013600 (一般名：ウルソデオキシコール酸) は、日本で2022年4月に第Ⅰ相試験を終了しました。

*開発コードの附番方法変更に伴い、新開発コード (STNXXXXXXX) 及び既存開発コード (DE-XXX) を併記しています。なお、AR-13324はAerie Pharmaceuticals, Inc. (米国)、SYD-101はSydnexis Inc. (米国) での開発コードです。

ご参考 | 開発パイプライン

主要臨床プロジェクト状況一覧

疾患領域	効能・効果	開発コード	一般名/化合物名	地域	開発ステージ					
					フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売
緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1011101 / DE-111A	タフルプロスト/ チモロールマレイン酸塩	中国						
	緑内障・高眼圧症	STN1011700 / DE-117	オミデネパグ イソプロピル	米国						
				日本						
				アジア						
	緑内障・高眼圧症	STN1012600 / DE-126	sepetaprost	米国						
				日本		フェーズ2b				
				欧州		(探索的試験)				
	緑内障	STN2000100 / DE-128	緑内障用デバイス	日本						
				欧州						
				アジア						
緑内障・高眼圧症	STN1013001 / DE-130A (Catioprost)	ラタノプロスト	欧州							
緑内障・高眼圧症	STN1013900 / AR-13324	netarsudil mesylate	日本							
			アジア							
角結膜疾患 (ドライアイを含む)	春季カタル	STN1007603 / DE-076C	シクロスポリン	米国						
	ドライアイ フックス角膜内皮ジストロフィ マイボーム腺機能不全 アレルギー性結膜炎	STN1008903 / DE-089C	ジクアホソルナトリウム	中国						
		STN1010904	シロリムス	日本						
		STN1010905	シロリムス	未定						
		STN1011402	エピナスチン塩酸塩	日本		フェーズ2a				
新規疾患	近視	STN1012700 / DE-127	アトロピン硫酸塩	日本			フェーズ2/3			
				中国						
				アジア						
	近視	STN1012701 / SYD-101	アトロピン硫酸塩	欧州						
	近視	STN1013400	AFDX0250BS	日本						
老視	STN1013600	ウルソデオキシコール酸	日本							

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資額は、222億円となりました。拡大を続ける需要に対し、安定供給のための生産能力確保を目的として、滋賀プロダクトサプライセンター敷地内に医療用点眼薬製造棟の増設、並びに中国の現地法人「参天製薬(中国)有限公司」の新工場にかかる投資を継続しています。今後、見込まれる市場成長に対し、早期にキャパシティを構築することで、グローバルでの競争優位を確立し、さらなる事業の成長に繋げていきます。また、事業のグローバル展開を支え、業務標準化と抜本的な生産性向上を目的として、次世代ERPへの投資等を継続しています。

資金調達については、Aerie Pharmaceuticals, Inc.との独占的開発・販売契約に係る一時金の資金としてBNP Paribasより105億円の借入を実行しました。また、設備投資及び事業開発活動における投資機会の最大化のための効率的な資金調達を目的として、2020年3月に株式会社三菱UFJ銀行とコミットメント期間を4年、貸付期間を最大10年とする総額300億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しており、当期の借入実行額は100億円です。

(4) 対処すべき課題

①環境認識

世界では、少なくとも22億人が視力障がいや失明に至っており、そのうち10億人以上は未治療、もしくは未然に防ぐことができたとされています。アジアを中心とした世界的な人口増加や高齢化に加え、世界各国の経済発展により、加齢や生活習慣病による目の疾患はますます増加することが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によって社会におけるITツールの浸透が加速したことも影響し、長時間のデジタル機器使用に起因する目のストレスや近視等、何らかの支障をきたす人はこれまで以上に増えることが懸念されます。

一方、ライフサイエンス業界においても、この10~20年で大きな変化が見込まれています。より個人にカスタマイズされたサービスや、人々の健康・ウェルネスへの関心の高まり、AI・IoT・自動化等の技術革新、さらには細胞・遺伝子・電子デバイス等、目の課題に対する新たなソリューションが期待されています。

このような環境変化に鑑み、Santenグループは世界における目の社会課題にいかに対峙すべきか、目を専門とする私たちが果たすべき役割は何か、どのように社会に貢献できるのかという課題認識のもと、2020年7月に新長期ビジョンを策定しました。

②新長期ビジョン「Santen 2030」

Santen 2030は、Santenグループが目指す理想の世界「WORLD VISION」(Happiness with Vision)の実現を目指し、2030年とその先に向けてSantenグループのありたい姿を示した「Santen's VISION」、そしてそのための「STRATEGY」、及び「GOAL」から構成されます。

Santen's VISION

:「WORLD VISION」(Happiness with Vision)の実現を目指し、2030年とその先に向けてSantenグループのありたい姿



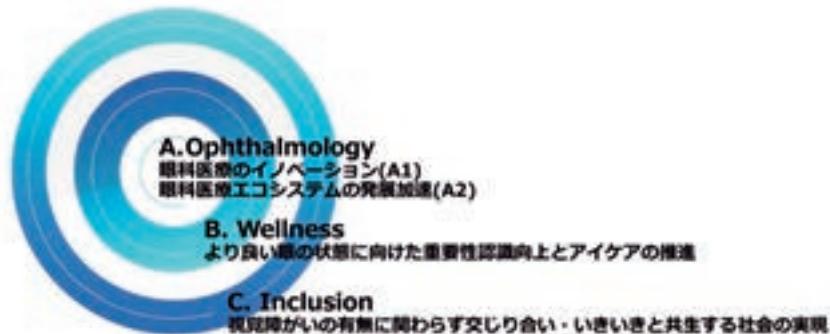
Become A Social Innovator

Santenは、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じた人々の幸せを実現するSocial Innovatorへ。

Santenグループは、眼科領域での強みに加え、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、社会に価値あるイノベーションをもたらすことで、「見る」を通じた人々の幸せを実現するSocial Innovatorとなることを目指します。

STRATEGY

： Social Innovatorとしての3つの戦略



A. Ophthalmology

眼科医療のイノベーション及び眼科医療エコシステムの発展加速

A1. 眼科医療のイノベーション：

医薬品やデバイスの新製品創出はもちろんのこと、細胞治療や遺伝子治療等の革新的な治療アプローチへの取り組みに加えて、製薬企業としての枠を越え、患者さん起点で眼科医療ソリューションの開発と提供に取り組むことにより、眼の疾患からの解放と患者さんの生活の質向上を目指します。

A2. 眼科医療エコシステム*の発展加速：

眼科薬やサージカルデバイスの開発、販売、安定供給により、増大するメディカルニーズを充足させていくことに加え、眼科医療エコシステムの質的・量的充実や社会的効率の向上をステークホルダーとの連携のもとに推進していきます。

※眼科医療エコシステムとは、眼科医療の提供に寄与するさまざまな関係者の集合体とそれらが有機的に機能する連携関係のことです。

B. Wellness

より良い眼の状態に向けた重要性認識向上とアイケアの推進

昨今、人々の健康への意識の高まり、病気の発症・重症化予防の促進、医療周辺産業の規制緩和によるヘルスケア産業の振興が進展しています。一方で、眼に関しては、重要性に対する認識不足、疾患検出遅延による重症化、疾患認定されていない眼の不具合の蔓延といった課題があります。

SantenグループはSocial Innovatorとして、まずは「見える」ことが、日々の生活や人生において大切なものであることを、社会と人々に認知・理解してもらうことが重要だと考えます。そのうえで、デジタル技術を活用した、疾患の早期発見、目の健康維持・向上を促す製品やサービス、目の健康に対するリスクの予測・可視化等を図りながら、人々のライフステージに応じて「早期発見」と「より良い目の状態の追求」を推進していきます。

C. Inclusion

視覚障がいの有無にかかわらず交じり合い・いきいきと共生する社会の実現

Santenグループは、Social Innovatorとして、視覚障がいの有無にかかわらず、全ての人々が交じり合い、いきいきと共生する社会を実現したいと考えています。そのために、視覚障がいに対する人々の認知・理解の向上、ともに楽しみ・価値観を共有できる取り組みの推進、視覚障がいの方のQOL向上に向けて、デジタル技術を中心とした新たなソリューション探索等を推進していきます。

GOAL

：眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指す

Santenグループは、「WORLD VISION」(Happiness with Vision) の実現を目指し、Social Innovatorとして、人々の目の健康に関する社会的な課題の解決を通じ、「見る」を通じた人々の幸せの実現に貢献していきます。

③中期経営計画「MTP2025」及び目標とする経営指標

Santen 2030を実現するための前半5年間の計画が中期経営計画「MTP2025」です。基盤事業の価値最大化に注力するとともに、新たな事業領域への参入を進め、2026年以降の成長につなげていく、重要な5年間と位置づけています。

Vision 2020で培ったグローバル眼科企業としての強みと既存パイプライン・保有アセット、並びに日本を中心とした世界各地の事業基盤を活用し、着実な売上・利益の成長を実現し収益力を高めていきます。加えて、米国における医療用医薬品事業への本格参入を通じ、中期的にグローバルでの成長を目指します。並行して、これまで培ってきた眼科専門企業としての組織的能力を活かしながら、新規イノベーションへの投資や細胞治療等新規事業領域への参入、並びに工場投資を含めた設備投資等を通じ、Santen 2030で掲げた中長期的な成長を目指していくとともにSocial Innovatorへと変革するための戦略的施策を着実に遂行していきます。

1. MTP2025で取り組んでいく経営テーマ

2025年度までにグローバル化の深化・新規領域への参入を達成するため、以下のとおり、眼科領域で培ってきた強みを核にした医薬品事業のグローバルプレゼンス・収益力強化を図ります。

- ・基盤事業の利益率向上
 - －各地域での利益最大化
- ・新規領域の拡大
 - －米州での収益体制の確立
 - －新規疾患・その他アップサイド
- ・グローバル企業としての土台の強化
 - －製品開発能力の強化
 - －製品供給基盤の強化
 - －全社財務KPI&事業KPIへの落とし込み
 - －グローバルプラットフォーム整備

2. 2025年の目標

製薬業界上位1/2の水準のTSR（トータル・シェアホルダーズ・リターン）実現に向けて、2025年を目標とする以下の経営指標を定めています。

売上収益	3,150億円以上
営業利益率	21%以上
ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）	13%以上
海外売上収益比率	50%以上

3. 株主還元方針

株主還元については、経営の最重要事項と位置付けており、配当は配当性向40%以上を目途に利益成長とともに段階的増配を行います。また、一定期間留保した余資は、自己株式の取得により機動的に還元していきます。

4. ESG戦略/施策

4つのマテリアリティに注目し、基本理念のもと、社会の持続的な発展に貢献するとともに、持続的な成長を目指します。

- ①社会的意義（Happiness with Vision）のある製品・サービスの開発・安定的供給
 - －Ophthalmology, Wellness, Inclusionの3つの柱にそった製品・情報・サービスの充実
 - －責任のあるサプライチェーン、安全性監視、顧客サービスの充実
 - －貢献患者数6,000万人以上*1目標
- ②価値創造を促進する組織風土の醸成
 - －DE&I*2 ジェンダー・国籍・視覚障がい者を中心とした多様性の推進
- ③ガバナンスの強化・社会の公正・公平実現への貢献
 - －中長期的な成長を担保する経営の実効性・多様性・継続したコンプライアンスの遵守・人権の尊重
- ④地球環境保全
 - －気候変動対策、環境負荷低減
 - ・Scope1・2、CO2排出量
 - 2025年度：25%削減
 - 2030年度：50%削減
 - －点眼容器のバイオマスプラスチック化
 - 2030年度：点眼容器プラスチック材料に対して、60%のバイオマスプラスチック使用

* 1 JMDCの弊社医療用医薬品毎の延べ推計患者数及び弊社出荷データを基に算出した2019年度における（疾患領域：炎症・アレルギー、角膜、緑内障、白内障）推算される延べ貢献患者数は約4,300万人

* 2 Diversity, Equity & Inclusion

④財務戦略

財務戦略は眼科領域で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ創出力、ひいては株主価値の最大化を追求することを基本としています。

2021年度を起点とする中期経営計画「MTP2025」においても、成長性、効率性、健全性、将来の成長のための内部留保、株主還元を最適化することで、ROE（親会社所有者帰属持分利益率）の向上に取り組むことは変わりありません。

特に、成長のための投資については、パイプラインの強化、グローバル展開の加速、新規医療技術、グローバルな事業基盤拡充に向けた生産拠点、次世代ERP含めたデジタルや情報システムへの投資などに、積極的かつ効果的に資源投入を図ります。案件如何では負債の活用を検討しますが、その場合においても信用格付A+（R&I）を維持できることを意識して、財務基盤の安定性は確保してまいります。

⑤新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する取り組み

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、各国各都市においてロックダウンの措置が講じられるなどの非常事態においても、Santenは基本理念に基づき、製品を安定的に供給し、眼科治療薬などを世界中の患者さんにお届けし続けることが我々の使命であると考えています。また、社会に貢献するライフサイエンス企業の一員として、ウイルス拡散に繋がる活動を自粛すること、そしてこのような非常事態においても、将来の眼科医療のイノベーションに向けた取り組みを継続することを大切に行っています。対策として、引き続き内部統制部門を中心に、日本及び世界各拠点の状況をモニターするとともに、各地域、関係部門が連携した取り組みを行っています。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の業績及び財産の状況の推移

区 分	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (前連結会計年度) (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (当連結会計年度) (2021.4.1～ 2022.3.31)
売上収益 (百万円)	234,026	241,555	249,605	266,257
営業利益 (百万円)	45,098	33,535	12,187	35,886
当期利益 (百万円)	31,943	21,714	9,126	27,189
基本的1株当たり当期利益	78円67銭	59円16銭	23円30銭	68円07銭
資産合計 (百万円)	391,186	408,768	405,285	459,976
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	290,900	302,865	310,181	337,488

(注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。
2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度は遡及修正しています。

当社の業績及び財産の状況の推移

区 分	第107期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (前事業年度) (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (当事業年度) (2021.4.1～ 2022.3.31)
売上高 (百万円)	176,208	182,610	186,112	190,828
経常利益 (百万円)	33,191	34,862	25,324	22,525
当期純利益 (百万円)	28,014	27,402	21,754	17,433
1株当たり当期純利益	68円96銭	68円63銭	54円44銭	43円59銭
総資産 (百万円)	321,924	340,007	353,603	363,763
純資産 (百万円)	265,400	283,522	294,231	297,507

(注) 日本基準に準拠して作成しています。

(6) 主要な事業内容

Santenグループは、医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造及び販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	アイリーア硝子体内注射液、アレジオン点眼液*、コソプト配合点眼液、ジクアス点眼液、タプロス点眼液、ヒアレイン点眼液、クラビット点眼液、タプコム点眼液、Ikervis (アイケルビス)、トルソプト点眼液、エイベリス点眼液
一般用医薬品	サンテFXネオ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、サンテメディカル12、サンテボーティエ、サンテメディカルアクティブ、ソフトサンティア ひとみストレッチ、サンテメディカルガードEX、サンテPC、ウエルウォッシュアイ
医療機器	PRESERFLO MicroShunt (プリザーフロ マイクロシャント)、レンティス コンフォート、エタニティ



*アレジオンLX点眼液を含みます。

(7) 主要拠点など

① 当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	東京支店（東京都中央区）、新大阪オフィス（大阪市淀川区）、北海道東北エリアオフィス（仙台市青葉区）、 関東第一エリアオフィス（東京都中央区）、関東第二エリアオフィス（東京都中央区）、 中部エリアオフィス（名古屋市中区）、関西エリアオフィス（大阪市淀川区）、 中国四国エリアオフィス（広島市中区）、九州エリアオフィス（福岡市博多区）、その他81オフィス
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター（滋賀県犬上郡多賀町）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）

② 子会社及び関連会社

Santen Holdings U.S. Inc.（米国・エメリービル）
 Santen Inc.（米国・エメリービル）
 Santen Holdings EU B.V.（オランダ・アムステルダム）
 Santen SA（スイス・ジュネーブ）

参天（中国）投資有限公司（中国・上海）
 参天製薬（中国）有限公司（中国・蘇州）
 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
 その他29社

ご参考

子会社

国 内

株式会社クレール（滋賀県）
 参天ビジネスサービス株式会社（大阪府）
 参天アイケア株式会社（大阪府）

【欧州】

Santen Holdings EU B.V.（オランダ）
 Santen Oy（フィンランド）
 Santen S.A.S.（フランス）
 Santen GmbH（ドイツ）
 Santen SA（スイス）
 Santen Italy S.r.l.（イタリア）
 Santen UK Limited（イギリス）
 Santen Pharmaceutical Spain, S.L.（スペイン）
 SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY（ロシア）

【北米】

Santen Holdings U.S. Inc.（米国）
 Santen Inc.（米国）
 Advanced Vision Science, Inc.（米国）
 InnFocus, Inc.（米国）
 Santen Ventures, Inc.（米国）
 Eyeavance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）
 Eyeavance Pharmaceuticals LLC（米国）
 Santen Canada Inc.（カナダ）

海 外

【中国】

参天製薬（中国）有限公司（中国）
 参天医薬販売（蘇州）有限公司（中国）
 重慶参天科瑞製薬有限公司（中国）
 参天（中国）投資有限公司（中国）

【アジア】

韓国参天製薬株式会社（韓国）
 台湾参天製薬股份有限公司（台湾）
 Santen India Private Limited（インド）
 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
 SANTEN(THAILAND) CO., LTD.（タイ）
 SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア）
 SANTEN PHILIPPINES INC.（フィリピン）
 参天製薬（香港）有限公司（香港）
 Santen Pharmaceutical Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）

(8) 従業員の状況

① Santenグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,315名	86名増

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマー及び派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	1,839名
前期末比増減	33名減
平均年齢	43歳11ヶ月
平均勤続年数	16年9ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマー及び派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (米国)	24,784千米ドル	(100.0%)	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (米国)	8,765千米ドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	Santen SAの純粋持株会社
Santen SA (スイス)	22,565千スイスフラン	(100.0%)	EMEA地域統括・金融・管理・ 医薬品製造・販売
参天 (中国) 投資有限公司 (中国)	449,439千元	100.0%	中国グループ会社の投資・ 資金管理の統括・事業管理業務支援
参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)	692,293千元	(100.0%)	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	24,177千 シンガポールドル	(100.0%)	アジア地域統括・管理・ 医薬品製造・販売

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
Santen Holdings EU B.V.	Herikerbergweg 238, 1101CM Amsterdam Zuidoost, Netherlands	108,029	363,763

(10) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高 (百万円)
Santen SA	BNP Paribas	10,936
参天製薬株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	10,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

提携先	内容
第一三共株式会社（日本）	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
エーザイ株式会社（日本）	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
AGC株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
Merck社（米国）	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（日本）	エピナスチン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
宇部興産株式会社（日本）	オミデネパグ イソプロピルを含有する眼科薬の製造販売
Oculentis社（オランダ）	眼内レンズ「レンティス コンフォート」の製造販売
jCyte社（米国）	網膜色素変性症におけるファースト・イン・クラスの治療として開発しているjCellの日本、欧州、アジアにおける開発・販売権
Osmotica社（米国）	成人の後天性眼瞼下垂の治療薬として米国で承認された最初で唯一のオキシメタゾリン塩酸塩点眼剤0.1%であるRVL-1201の日本、中国、その他アジア諸国、北米とEMEA諸国における開発、承認申請、商業化の権利
Aerie社（米国）	日本・欧州・中国・アジア諸国その他におけるRhopressa®とRocklatan®の権利及び独占的開発・販売
Sydnexis社（米国）	小児における進行性近視の新しい治療薬として開発中の低用量アトロピン製剤SYD-101における欧州、中東、アフリカ地域（EMEA）における独占的販売

(注) 宇部興産株式会社は、2022年4月にUBE株式会社に商号変更しています。

・技術提携（導出）

提携先	内容
Bausch & Lomb社（米国）	眼内レンズ「エタニティ」の日本以外の地域の製造販売
Thea社（米国）	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストの米国における製造販売

(注) 2022年3月にAkorn社とのライセンス契約における同社の権利がThea社に譲渡されたことにより、提携先を変更しています。

・販売提携

提携先	内容
ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバスチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
バイエル薬品株式会社（日本）	アフリベルセプト硝子体内注射液の国内独占販売
田辺三菱製薬株式会社（日本）	抗アレルギー点眼剤「アレジオン点眼液」及び「アレジオンLX点眼液」の共同販売促進
Glaukos社（米国）	STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt（プリザーフロ マイクロシャント））の米州（北米・中南米）、オーストラリア及びニュージーランドにおける開発・販売提携

・企業結合による条件付対価

当社は米国時間の2016年8月19日にInnFocus, Inc.を買収しました。当社は、条件付対価契約に基づき、STN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt (プリザーフロ マイクロシャント)) の開発の進捗及び販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあります。

・合併契約

提携先	内容
重慶科瑞製薬 (集団) 有限公司 (中国)	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合併会社 (重慶参天科瑞製薬有限公司) を設立
Verily社 (米国)	独創的な眼科デバイスの開発・商業化を目指し2020年8月に合併会社 (Twenty Twenty Therapeutics LLC) を設立

・その他

提携先	内容
International Telecommunication Union (スイス)	International Telecommunication Union及びWorld Health Organizationが実施しているデジタルヘルスの取り組みである眼科領域におけるBe He@lthy, Be Mobileに対するサポート
Orbis International (米国)	眼科医療従事者のスキル向上を継続的に支援するデジタルトレーニングツールの開発を目的とした提携
Plano社 (シンガポール)	今後ますます増加が予想される眼疾患について、低・中所得国 (とりわけアジア) における負担軽減に向けた10年間の長期パートナーシップ
Airdoc社 (中国)	世界の近視患者さんが抱える負担に対処するための戦略的提携
Singapore National Eye Centre (シンガポール)	AI活用による中国における眼疾患の診断率向上に向けての提携
アクチアライズ株式会社 (日本)	アジアにおける眼科医療エコシステム発展を目指した革新的教育プログラムの開発・国際展開に関する戦略的パートナーシップ
	フックス角膜内皮ジストロフィを対象としたシリリムス点眼液のグローバル開発に向けた第Ⅱ相臨床試験 (Phase II a/POC試験) の共同開発

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 400,694,754株 (自己株式407,397株を含む)

(注) 当社取締役が付与した会社法第361条や第238条等による新株予約権の行使により216,000株、当社執行役員に付与した会社法第238条等による新株予約権の行使により23,500株、当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により86,300株、合わせて325,800株増加しました。

(3) 株主数 23,901名 (前期末比926名減)

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	69,398	17.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	34,282	8.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	28,509	7.1
日本生命保険相互会社	10,662	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.6
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	8,245	2.1
小野薬品工業株式会社	7,756	1.9
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,330	1.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,863	1.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,412	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (407,397株) を控除して計算しています。
 2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 69,398千株
 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 34,282千株
 3. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。
 4. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が、2018年12月14日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は、自己株式 (407,397株) を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数 (千株)	持株比率 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	13,126	3.3
日興アセットマネジメント株式会社	8,060	2.0

5. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者4名が、2020年12月28日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社については、2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は、自己株式 (407,397株) を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.6
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,658	4.7
三菱UFJ国際投信株式会社	2,201	0.5
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,451	0.4

6. 2021年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インクが、2021年10月15日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（407,397株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インク	20,839	5.2

7. 2022年3月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者7名が、2022年2月28日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、ブラックロック・ジャパン株式会社、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ及びブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. は上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（407,397株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	5,584	1.4
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	2,610	0.7
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	7,167	1.8
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ.	6,002	1.5
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド	597	0.1
アベリオ・グループ・エルエルシー	450	0.1
ブラックロック（ネザールランド）BV	1,379	0.3
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	802	0.2

8. 2022年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2022年3月29日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（407,397株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	1,127	0.3
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	37,993	9.5

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く） 当社普通株式 48,703株	3名

(注) 上記株式のうち、33,119株が譲渡制限付株式報酬制度に基づく対価として、15,584株がパフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づく対価として交付されたものです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	黒川 明	—
代表取締役社長兼CEO	谷内樹生	—
取締役 専務執行役員	伊藤 毅	担当 日本事業統括兼眼科事業部長
取締役	大石佳能子	重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役
取締役	新宅祐太郎	重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 株式会社構造計画研究所社外取締役
取締役	皆川邦仁	重要な兼職の状況 金融庁公認会計士・監査審査会委員 日本板硝子株式会社社外取締役
常勤監査役	井阪 広	—
監査役	宮坂泰行	重要な兼職の状況 宮坂泰行公認会計士事務所所長 伊藤忠食品株式会社社外取締役 昭和電工株式会社社外監査役
監査役	安原裕文	重要な兼職の状況 住友ゴム工業株式会社社外監査役 日立造船株式会社社外監査役
監査役	伊藤ゆみ子	重要な兼職の状況 イトウ法律事務所代表 株式会社神戸製鋼所社外取締役

- (注) 1. 監査役宮坂泰行氏は、公認会計士として長年に亘り国内外で監査に携わってきたことによる経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
2. 監査役安原裕文氏は、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役のうち、大石佳能子、新宅祐太郎及び皆川邦仁の各氏は、社外取締役です。
4. 監査役のうち、宮坂泰行、安原裕文及び伊藤ゆみ子の各氏は、社外監査役です。
5. 取締役大石佳能子、新宅祐太郎及び皆川邦仁の各氏並びに監査役宮坂泰行、安原裕文及び伊藤ゆみ子の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出しています。
6. 2022年4月1日付で、次のとおり会社における地位に変更がありました。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	黒川 明	—
代表取締役副社長	伊藤 毅	担当 日本事業統括兼眼科事業部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・ 保険対象となる会社：当社及び全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
- ・ 被保険者：保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。

すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(報酬支給額)

	区分	支給人数	支給額	
取締役	基本報酬 (うち社外取締役)	6名 (3名)	272百万円 (54百万円)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額400百万円 社外取締役3名に対し、年額60百万円
	年次賞与 (うち社外取締役)	3名 (-)	48百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額200百万円
	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	16百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、1年あたり 100百万円に年数を乗じた金額
	譲渡制限付株式報酬制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	51百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額100百万円
	計 (うち社外取締役)		387百万円 (54百万円)	
監査役	基本報酬 (うち社外監査役)	4名 (3名)	63百万円 (38百万円)	2006年6月27日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 監査役4名に対し、年額80百万円
	合計 (うち社外取締役及び社外監査役)		450百万円 (93百万円)	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計です。
 2. 取締役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外取締役を含みます。
 3. 監査役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外監査役を含みます。

(取締役及び監査役に対する報酬体系)

	基本報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度
社外取締役を除く取締役	対象	対象	対象	対象
社外取締役	対象	-	-	-
監査役	対象	-	-	-

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

(取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針)

当社は、取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 当社のビジョンや中期経営計画目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
2. 株主との価値共有を深めるものであること
3. ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
4. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること
5. 対象者の職務執行と監督それぞれの機能の発揮を適切に促すものであること

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

上記の基本方針に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、幹部報酬委員会による答申を踏まえて取締役会において決議しています。

②決定方針の内容の概要

後述の（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）、（社外取締役の個人別の報酬等の内容）及び（個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）をご参照ください。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、幹部報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会ではその答申内容も検証し決定方針に沿うものであると判断しています。

(取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬等の内容)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与及び株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.25：0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下(図表1及び2)のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

図表1：制度の目的及び概要

	報酬の種類	目的・概要
固定	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・職務評価に基づく等級別の月額固定報酬
変	年次賞与 (年次インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.25の比率で設定 ・年次賞与は、経営上重要な単年度業績指標に連動する会社業績連動部分と、全社課題、部門課題を基にバランススコアカードを用いて評価する個人業績連動部分から構成される。それぞれについて、基準額の0%~200%の範囲で支給額を決定する ・会社業績連動部分は、会長に対しては年次賞与と全体の100%のウェイトを割当て、その他の取締役(社外取締役を除く)に対し80%を割当て、売上収益、営業利益率、ROEの目標達成度に連動させる ・個人業績連動部分は、会長以外の取締役(社外取締役を除く)に対し年次賞与と全体の20%のウェイトを割当てる。社長についてはESG関連目標を設定し、幹部報酬委員会が評価を実施のうえ、取締役会が決議する。会長及び社長以外の取締役(社外取締役を除く)については社長が面談にて、期初の目標設定及び期末の評価を実施のうえ、取締役会が決議する ・毎事業年度終了後に支給
動	株式報酬 (中長期インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.25の比率で設定 (パフォーマンス・シェア・ユニット制度) ・中期経営計画の期間等都度決定する一定期間(以下、「業績評価期間」)に掲げた目標業績指標達成度に応じて交付する株式数を変動させる業績連動型株式報酬制度 ・グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定した相対TSR(ウェイト80%)及びESG関連指標(ウェイト20%)の達成度に応じて0%~200%の範囲で株式交付率を決定 ・業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に一括して株式交付 (譲渡制限付株式報酬制度) ・毎事業年度において譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度 ・対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除

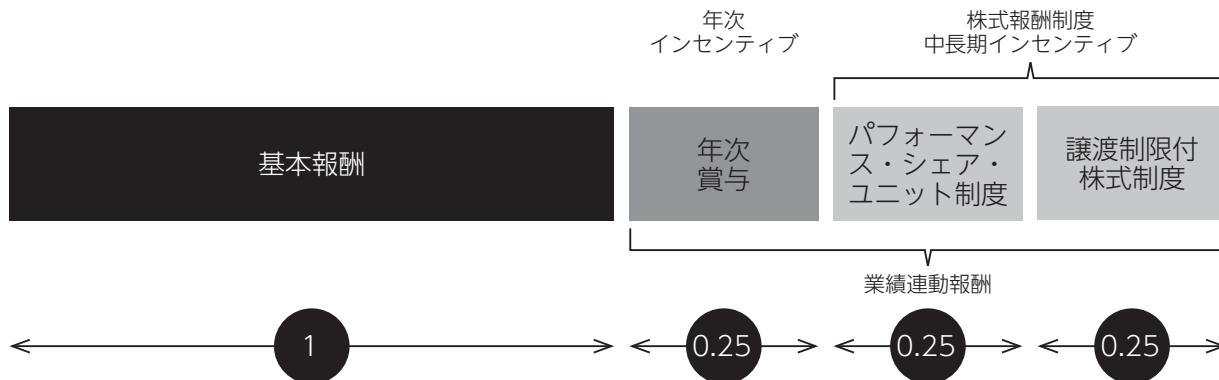
- (注) 1. 上表の年次賞与に係る当事業年度の単年度業績指標の実績は、売上収益が266,257百万円、営業利益率（フルベース）が13.5%、ROE（フルベース）が8.4%（目標値はそれぞれ260,000百万円、16.0%、10.0%）です。また、CEOの個人業績目標は年次賞与全体の20%のウェイトを割り当て、ESGに関する目標設定を盛り込むこととしています。目標設定内容は点眼容器のバイオマスプラスチック化推進、シニアマネジメント層のダイバーシティ強化を中心としたDE&Iの推進、内部統制機能の強化などとなっており、2022年5月に幹部報酬委員会にて評価実施の予定です。
2. パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る相対TSRの比較対象企業は以下の21社です。

日本に本社を置く企業等	ヨーロッパに本社を置く企業等	アメリカに本社を置く企業等
アステラス製薬	Alcon社	Abbott社
中外製薬	Bayer社	Abbvie/Allergan社
第一三共	GSK社	Bausch Health社
エーザイ	Novartis社	Glaukos社
協和キリン	Novo Nordisk社	Johnson & Johnson社
武田薬品工業	Roche社	Merck社
テルモ	Sanofi社	Pfizer社

中期経営計画の目標達成を促すべく、順位が比較企業の上位1/2（50%ile）の場合に支給率100%、上位1/4（75%ile）を達成した場合には支給率200%、下位1/4（25%ile）を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%とします。ESG関連指標はDow Jones Sustainability Indices (DJSI) のスコア改善度とし、支給率は0%、50%、100%、150%、200%の5段階評価としています。

3. 株式報酬制度に基づく株式の交付状況は、「2.株式に関する事項（5）当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

図表 2：各報酬の基準額の構成比（各等級とも同じ構成比）



(社外取締役の個人別の報酬等の内容)

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

事業報告

(監査役の個人別の報酬等の内容)

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

(個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるウイリス・タワーズワトソンをアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準及び業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定しています。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会は必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

(幹部報酬委員会の構成・委員長の属性)

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

事業報告作成日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 大石 佳能子

当事業年度にかかる報酬額の決定過程においては、幹部報酬委員会を合計8回開催（2021年4月27日、5月18日、6月25日、8月2日、10月5日、12月2日、2022年2月28日、3月28日）し、取締役会に対する提言又は監査役会に対する助言を行いました。また、係る提言をうけて、取締役会でこれらの事項について審議・決定を行いました。

幹部報酬委員会における主な審議内容は図表3のとおりです。

図表3：主な審議内容

主な審議内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合報告書における役員報酬開示について ・ 2021年度に係る年次賞与のインセンティブカーブの設定について ・ 2021年度に係る株式報酬の付与対象者及び、個人別付与株数（ユニット数）の算定方法について ・ 2021年度-2023年度にかかる株式報酬の詳細設計について ・ CEO個人業績目標について ・ 新グローバル人事制度 導入の方向性について ・ 新グローバル人事制度の導入を踏まえた幹部報酬制度改定の方向性について ・ 新任幹部の報酬の取り扱いについて ・ 新等級制度について ・ 新経営体制における幹部報酬のベンチマーク分析について ・ 2022年度における幹部報酬制度改定の方向性について ・ 監査役（社外監査役を含む）の報酬に関する幹部報酬委員会からの助言内容について ・ 取締役の報酬水準・構成について ・ 2021-2022年度の新任・昇格幹部の報酬の取り扱いについて ・ 事業報告における役員報酬開示案について ・ 2021年度の年次賞与支給額について

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	大石佳能子	株式会社メディアヴァ	代表取締役	—
		株式会社シーズ・ワン	代表取締役	—
		江崎グリコ株式会社	社外取締役	—
		株式会社資生堂	社外取締役	—
	新宅祐太郎	株式会社J-オイルミルズ	社外取締役	—
		株式会社クボタ	社外取締役	—
		一橋大学大学院経営管理研究科	特任教授	—
		株式会社構造計画研究所	社外取締役	—
	皆川邦仁	金融庁公認会計士・監査審査会	委員	—
		日本板硝子株式会社	社外取締役	—

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外監査役	宮坂泰行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長	—
		伊藤忠食品株式会社	社外取締役	—
		昭和電工株式会社	社外監査役	—
	安原裕文	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		日立造船株式会社	社外監査役	—
	伊藤ゆみ子	イトウ法律事務所 株式会社神戸製鋼所	代表 社外取締役	— —

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大石佳能子	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」の委員及び「幹部報酬委員会」の委員長を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要の発言を適宜行っています。
	新宅祐太郎	大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「幹部報酬委員会」の委員及び「指名委員会」の委員長を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要の発言を適宜行っています。
	皆川邦仁	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、並びに、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会14回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」「幹部報酬委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要の発言を適宜行っています。
社外監査役	宮坂泰行	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、及び当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、公認会計士として長年に亘り国内外で監査に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。
	安原裕文	当事業年度開催の取締役会14回全て、及び当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。
	伊藤ゆみ子	当事業年度開催の取締役会14回全て、及び当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、日米の弁護士資格を有する法律の専門家であり、また、グローバル企業の役員として経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、並びに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役及び社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外取締役	3名	54百万円
社外監査役	3名	38百万円
合計	6名	93百万円

(6) 執行体制の状況（取締役による兼務を除く）（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	越路和朗	経営管理担当 兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO） 兼財務・管理本部長
常務執行役員	木村章男	グローバルプロダクトサプライ担当
常務執行役員	鈴木 聡	企画本部長
執行役員	森島健司	製品開発本部 中国製品開発統括部長
執行役員	森田貴宏	企画本部 基本理念・CSR担当
執行役員	フランク・ビンダー	サプライチェーン本部長
執行役員	ルイス・イグレスias	EMEA事業統括 兼北米事業統括
執行役員	荒木 謙	企画本部 グローバル事業開発統括部長
執行役員	高橋 功	アジア事業統括
執行役員	原 実	チーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO） 兼デジタル&IT本部長
執行役員	ピーター・サルスティグ	製品開発本部長
執行役員	山田貴之	中国事業統括
執行役員	屋鋪智樹	人事本部長
執行役員	増成美佳	ジェネラル・カウンセル（GC） 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO） 兼法務・コンプライアンス本部長
執行役員	寺町真一	眼科事業部 営業統括部長
執行役員	栗原逸平	眼科事業部 マーケティング統括部長
執行役員	加藤信子	チーフ・コミュニケーション・オフィサー

- (注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
 2. 鈴木聡氏、森島健司氏及び高橋功氏は、2022年3月31日付をもって、退任しました。
 3. 2022年4月1日付で、グローバル企業としての競争力を高め、戦略実行力を強化し、中長期的な成長を実現することを目的に、エグゼクティブ・マネジメント・チームを組成し、同チームを基軸とした執行体制へ変更しています。

4 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額	116百万円
② ①以外に支払った報酬等の額	16百万円
③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	132百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、上記①に関して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 上記②の報酬は、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務であるアドバイザー業務に対する報酬です。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する、適正な監査の遂行が困難であると認める場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、監査姿勢、監査品質、監査業務の有効性及び効率性等を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

5 コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

Santenは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

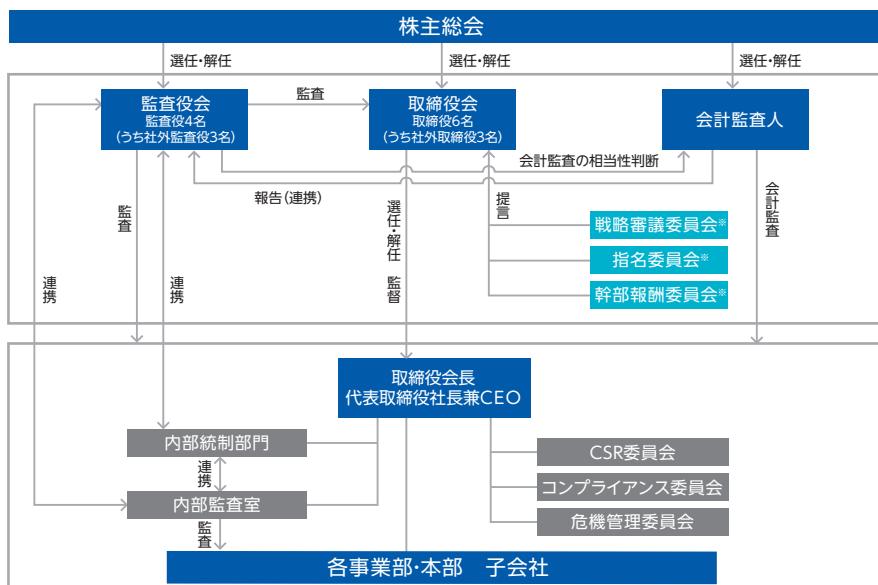
まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。そのためには、取締役会と執行のコミュニケーションを充実させることが重要と考えています。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役室の活用や内部監査室との連携等により、取締役会及び執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

企業統治体制(2022年4月1日現在)



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(2) 取締役会

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を促すべく、主に経営戦略等の重要な業務執行に関して、多面的に審議し、意思決定するとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役の業務執行が適正に行われているかを監督しており、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっています。なお、社外取締役には、必要に応じて国内外事業所訪問や必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、適正な監査を行うにあたり、適切な経験・能力を有する者を選任しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任しています。なお、社外監査役には、必要に応じて国内外事業所訪問や必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(4) 任意の各種委員会

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役6名により構成されています。

指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、並びに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、並びに、監査役の報酬については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

指名委員会及び幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

なお、事業報告作成日現在における各委員会の構成員の氏名及び委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
戦略審議委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生
指名委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 大石 佳能子

(5) 独立社外取締役のみを構成員とする会合

当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を定期的で開催しています。

(6) 独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役及び監査役による情報交換の会議を定期的で開催しています。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、Santen）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santen及びその子会社から成る企業集団（以下、Santenグループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。なお、2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおりに改定する旨の決議をしました。

(1) Santenグループの基本理念・WORLD VISION

①Santenグループの基本理念並びにWORLD VISIONを以下のとおり定める。

（基本理念）

「天機に参与する」

- ・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（WORLD VISION）

- ・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界であるWORLD VISIONとして“Happiness with Vision”を掲げ、「世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

②Santenグループは、基本理念・WORLD VISIONのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちはあらゆる活動において、必ず「人」を中心に考え、行動する。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、役員からのメッセージにおいて、常に基本理念・WORLD VISIONに触れるなど、基本理念・WORLD VISIONの浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念・WORLD VISIONを確認するなど、すべての行動は基本理念・WORLD VISIONに沿っている

ことを確認することに努めています。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①Santenグループの取締役及び従業員は、基本理念及び全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。

②Santenは、基本理念及び「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員の手配のもと、周知徹底に努める。

③Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門又はSantenと連携して解決にあたる。

⑤Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実を努める。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。

- ・当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、Santenグループのコンプライアンスの体制整備及び活動を推進しています。

- ・当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。
- ・社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。
- ・当社は、独立性の高い社外取締役を3名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、メンバーは専門性の向上に努めています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っています。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。

- ②重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合には、Santenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。
- ③Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築しています。
- ・当社は、リスクマネジメントを推進する責任者を明確化し、Santenグループのリスクマネジメントの体制整備及び活動を推進しています。
- ・当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①Santenは、取締役会で選任された、エグゼクティブ・マネジメント・チームを基軸に、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制を強化する。
- ②Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。
- ④Santenにおいて、Santenグループの経営方針及び業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定

め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。

- ⑥Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を目的として執行役員制度を採用し、効率的な意思決定を図っています。
- ・当社の取締役会は、定時の取締役会を13回、臨時の取締役会を1回開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」を4回、「指名委員会」を9回、「幹部報酬委員会」を8回開催・審議しました。
- ・当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。また、グローバル決裁規程を定め、意思決定の手順を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・当社は、業務が有効かつ効率的に遂行できるようマネジメントフレームワークを定義し、グローバルな組織体として役割を明確にし、全体最適・標準化を実施しています。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①Santenは、内部統制部門を中心に、Santenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ②Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整

備・運用について確認する体制を構築する。

- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に「地域責任者」「Corporate CFO」「Region Finance Head」が原則として就任し、子会社監査機能の強化を図るとともに、当該子会社役員は、監査役会の監査計画に基づき、グループ会社監査役連絡会に出席し、課題共有を図っています。
- ・Santenグループにおける企業活動の適正性向上のため、当社の内部統制部門が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。
- ・財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①Santenの監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない

監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。

- ・監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①Santenグループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役及び監査役会に報告する。
- ②①以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、並びに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱い、一切行わない。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、重要な事項について、監査役及び監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・当社の監査役は、当社各部門及び主要子会社より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手するとともに、必要に応じ随時にSantenグループの取締役及び従業員に報告を求めています。
- ・当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定

例会議を開催し、監査結果を報告しています。

- ・当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いは生じないようにしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①Santenの監査役及び監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- ③Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社の監査役及び監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・当社の監査役は、必要に応じて社内の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べています。
- ・当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	第110期	(ご参考) 第109期
売上収益	266,257	249,605
売上原価	△109,671	△98,221
売上総利益	156,586	151,384
販売費及び一般管理費	△84,499	△79,554
研究開発費	△26,377	△24,112
製品に係る無形資産償却費	△9,734	△10,650
その他の収益	1,043	16,007
その他の費用	△1,133	△40,889
営業利益	35,886	12,187
金融収益	2,543	1,346
金融費用	△1,209	△1,488
持分法による投資損失	△1,604	△358
税引前当期利益	35,616	11,688
法人所得税費用	△8,427	△2,562
当期利益	27,189	9,126
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	27,218	9,311
非支配持分	△29	△185
当期利益	27,189	9,126

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

* 第110期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第109期は遡及修正しています。

連結財政状態計算書

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第110期	(ご参考) 第109期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	56,287	39,489
無形資産	130,217	115,808
金融資産	28,673	31,903
退職給付に係る資産	3,011	1,619
持分法で会計処理されている投資	7,565	5,162
繰延税金資産	3,103	2,824
その他の非流動資産	1,695	2,249
非流動資産合計	230,551	199,054
流動資産		
棚卸資産	37,141	41,575
営業債権及びその他の債権	99,591	95,992
その他の金融資産	1,293	527
その他の流動資産	8,387	5,248
現金及び現金同等物	83,014	62,888
流動資産合計	229,426	206,231
資産合計	459,976	405,285

科目	第110期	(ご参考) 第109期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,672	8,525
資本剰余金	9,370	8,954
自己株式	△718	△934
利益剰余金	290,477	273,238
その他の資本の構成要素	29,688	20,398
親会社の所有者に帰属する持分合計	337,488	310,181
非支配持分	△645	△535
資本合計	336,844	309,646
負債		
非流動負債		
金融負債	22,023	10,141
退職給付に係る負債	1,077	1,210
引当金	738	600
繰延税金負債	2,526	3,626
その他の非流動負債	948	1,514
非流動負債合計	27,312	17,090
流動負債		
営業債務及びその他の債務	41,185	38,106
その他の金融負債	38,533	23,739
未払法人所得税等	4,198	5,458
引当金	939	819
その他の流動負債	10,965	10,428
流動負債合計	95,821	78,549
負債合計	123,133	95,639
資本及び負債合計	459,976	405,285

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

* 第110期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第109期は遡及修正しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2021年4月1日残高	8,525	8,954	△934	273,238	—	11,075
当期包括利益						
当期利益				27,218		
その他の包括利益					449	△1,067
当期包括利益合計	—	—	—	27,218	449	△1,067
所有者との取引額						
新株の発行	146	146				
自己株式の取得			△12			
自己株式の処分		△15	228			
配当金				△11,998		
株式報酬取引		285				
その他				2,019	△449	△1,570
所有者との取引額合計	146	416	216	△9,979	△449	△1,570
2022年3月31日残高	8,672	9,370	△718	290,477	—	8,438

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	新株予約権	その他の資本の構成要素合計			
2021年4月1日残高	8,634	170	518	20,398	310,181	△535	309,646
当期包括利益							
当期利益				—	27,218	△29	27,189
その他の包括利益	11,316	744		11,442	11,442	△81	11,361
当期包括利益合計	11,316	744	—	11,442	38,660	△110	38,550
所有者との取引額							
新株の発行			△134	△134	159		159
自己株式の取得				—	△12		△12
自己株式の処分				—	213		213
配当金				—	△11,998		△11,998
株式報酬取引				—	285		285
その他				△2,019	—		—
所有者との取引額合計	—	—	△134	△2,152	△11,353	—	△11,353
2022年3月31日残高	19,950	914	384	29,688	337,488	△645	336,844

(注) 1. 当連結会計年度において、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc. (米国) 買収により取得した資産及び引き受けた負債について取得対価の配分が完了しました。その結果、利益剰余金及び在外営業活動体の換算差額の2021年4月1日残高をそれぞれ270,757百万円及び8,519百万円から273,238百万円及び8,634百万円に遡及修正しています。

2. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表 2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第110期	(ご参考) 第109期
資産の部		
流動資産	149,883	140,651
現金及び預金	37,608	24,691
受取手形	374	335
売掛金	77,121	79,784
商品及び製品	16,926	21,001
仕掛品	58	49
原材料及び貯蔵品	5,151	5,144
その他	12,902	9,880
貸倒引当金	△257	△232
固定資産	213,880	212,952
有形固定資産	31,977	23,903
建物	7,149	7,755
構築物	61	70
機械及び装置	2,695	3,017
車両運搬具	4	11
工具、器具及び備品	1,105	1,122
土地	6,796	6,880
リース資産	11	14
建設仮勘定	14,155	5,032
無形固定資産	34,976	36,995
製造販売承認権	24,163	29,903
ソフトウェア	2,866	2,460
その他	7,948	4,633
投資その他の資産	146,927	152,054
投資有価証券	21,392	26,429
関係会社株式及び出資金	116,233	116,233
繰延税金資産	5,385	5,967
前払年金費用	1,887	1,253
その他	2,029	2,172
資産合計	363,763	353,603

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

科目	第110期	(ご参考) 第109期
負債の部		
流動負債	53,525	53,320
電子記録債務	1,394	1,336
買掛金	19,988	20,577
未払金	24,328	22,788
未払法人税等	2,383	3,775
未払消費税等	1,262	1,272
賞与引当金	3,192	3,000
その他	979	572
固定負債	12,731	6,051
長期借入金	11,874	5,486
デリバティブ債務	68	104
資産除去債務	311	169
その他	477	292
負債合計	66,256	59,372
純資産の部		
株主資本	288,486	282,557
資本金	8,672	8,525
資本剰余金	9,372	9,241
資本準備金	9,366	9,220
その他資本剰余金	6	21
自己株式処分差益	6	21
利益剰余金	271,161	265,725
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	269,610	264,174
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	180,129	174,693
自己株式	△718	△934
評価・換算差額等	8,636	11,156
その他有価証券評価差額金	8,636	11,156
新株予約権	384	518
純資産合計	297,507	294,231
負債・純資産合計	363,763	353,603

計算書類

損益計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	第110期	(ご参考) 第109期
売上高	190,828	186,112
売上原価	87,402	81,391
売上総利益	103,425	104,721
販売費及び一般管理費	82,037	81,108
営業利益	21,389	23,614
営業外収益	2,416	2,216
受取利息及び受取配当金	616	600
生命保険配当金	164	156
デリバティブ評価益	477	414
利用料収入	1,043	901
その他	115	146
営業外費用	1,279	506
支払利息	154	126
為替差損	914	342
その他	212	38
経常利益	22,525	25,324
特別利益	2,755	2,307
固定資産処分益	489	6
投資有価証券売却益	2,265	2,300
施設等入会金売却益	-	1
特別損失	63	214
固定資産処分損	57	41
投資有価証券評価損	6	173
税引前当期純利益	25,217	27,417
法人税、住民税及び事業税	6,095	7,804
法人税等調整額	1,688	△2,141
当期純利益	17,433	21,754

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,525	9,220	21	9,241	1,551	372	89,109	174,693	265,725
事業年度中の変動額									
新株の発行	146	146		146					-
剰余金の配当				-				△11,998	△11,998
当期純利益				-				17,433	17,433
自己株式の取得				-					-
自己株式の処分			△15	△15					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-					-
事業年度中の変動額合計	146	146	△15	131	-	-	-	5,436	5,436
当期末残高	8,672	9,366	6	9,372	1,551	372	89,109	180,129	271,161

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△934	282,557	11,156	11,156	518	294,231
事業年度中の変動額						
新株の発行		293		-		293
剰余金の配当		△11,998		-		△11,998
当期純利益		17,433		-		17,433
自己株式の取得	△12	△12		-		△12
自己株式の処分	228	213		-		213
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		-	△2,520	△2,520	△134	△2,653
事業年度中の変動額合計	216	5,929	△2,520	△2,520	△134	3,276
当期末残高	△718	288,486	8,636	8,636	384	297,507

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2022年5月6日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2022年5月6日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

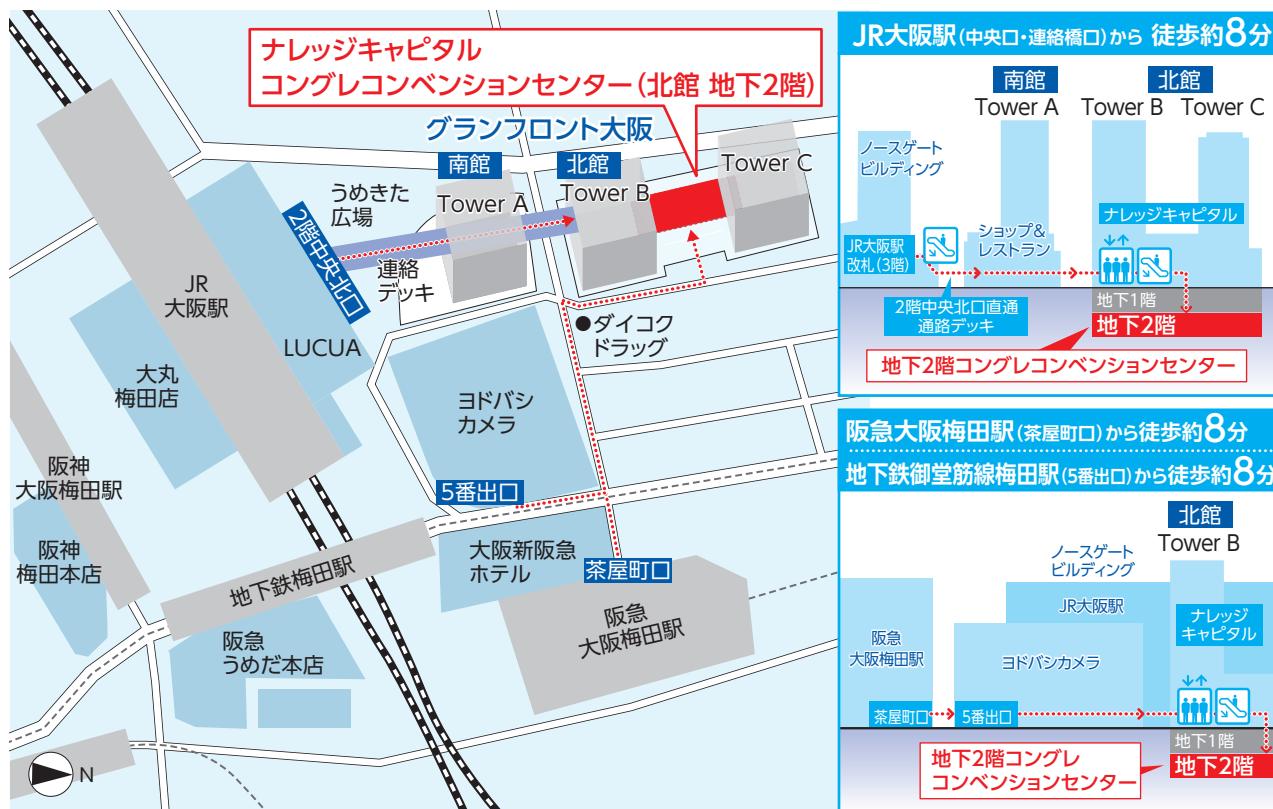
2022年5月9日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	井阪 広	印
監査役	宮坂 泰行	印
監査役	安原 裕文	印
監査役	伊藤 ゆみ子	印

(注) 監査役 宮坂 泰行、安原 裕文、伊藤 ゆみ子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図



日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号 電話:(06)6292-6911

新型コロナウイルス感染拡大予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。**議決権の行使は書面又はインターネット等で行い、当日のご来場は、株主さまの健康状態にかかわらず、お控えいただくよう強くお願い申し上げます。**
また、ご出席の株主さまは、マスクの着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じた場合は、下記ホームページでお知らせします。ご来場前に必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。 当社ホームページ(<https://www.santen.com/ja/>)

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。